平成 26 年度

全国知的障害児入所施設
実　態　調　査　報　告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
児　童　発　達　支　援　部　会

はじめに

平成26年度の福祉型障害児入所施設実態調査の結果を報告するに当たり，調査にご協力いただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成24年４月に改正児童福祉法が施行され，障害児入所施設においては障害種別が一元化されるとともに，20歳以上の在所延長規定が廃止されました。この改正により，平成30年３月末の経過措置期間終了までに，各施設は①障害児施設として維持，②障害者施設に転換，③障害児施設と障害者施設を併設の３つの選択肢の中から一つを選んで移行しなければなりません。調査結果では，「障害児施設として維持」が106施設（63.5％），「障害者施設に転換」が18施設（8.4％），「障害者支援施設を併設」が29施設（17.4％），「無回答」が18施設（10.8％）でした。また，経過的障害者支援施設の指定を「受けている」が114施設（68.3％），「受けていない」が41施設（24.6％），「無回答」が12施設（7.2％）でした。経過的障害者支援施設の指定を「受けていない」施設は20歳以上の入所者のいない「完全通過型施設」としての運営をすでに始めていると思われますが，経過措置期間終了まであと２年となり，現在，経過的障害者支援施設の指定を受けている114施設や無回答の12施設，実態調査に回答のなかった76施設等の動向が注目されます。

今年度の調査は，制度の変遷等により不必要と思われる調査項目の削除，類似項目の統合，新項目の追加等の一部見直しを行いましたが，検討する時間が十分に確保できなかったことから小幅な見直しとなりました。平成27年度の調査は調査項目の必要性や回答者の負担軽減の観点から調査項目を３分の２程度に縮小しました。さらに，平成28年度の調査からは協会全体の調査との整合性を図り，重複する項目を整理するとともに，調査の実施から結果の公表までのタイムラグを短縮するために調査日を６月１日にして実施される予定です。

今年度の調査では対象施設243施設対して回答数が167施設・回収率68.7％でした。回収率が平成24年度75.0％，平成25年度70.9％と年々低下する傾向にあります。回収率低下の要因の一つとして，調査項目の多さや同じような調査項目に何度も回答しなければならないという回答者の負担が大きいことがあると思われ，上記のような調査項目の見直しとなりましたので，来年度以降も皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

平成28年３月

児童発達支援部会
副部会長　水　流　純　大

目　　次

は　じ　め　に……65
調　査　経　過……68

Ⅰ　施設の状況……69
1．施設数
2．設立年代
3．地域立地の状況
4．事業実施の状況
5．児童の出身エリア
6．定員の状況
7．在籍数の状況
8．充足率（在籍率）
9．措置・契約の決定率

Ⅱ　児童の状況……77
1．年齢の状況
2．入所時の年齢
3．在籍期間
4．入所の状況
5．退所の状況
6．進路の状況
7．家庭の状況
8．就学の状況
9．障害程度の状況
10. 重複障害の状況
11. 行動上の困難さの状況
12. 医療対応の状況

Ⅲ　施設の設備・環境と暮らしの状況…… 103
1．施設建物の形態
2．居住スペースと生活支援スタッフの構成
3．居室の状況
4．「自活訓練事業」の取り組み状況

Ⅳ　地域生活・在宅サービスの状況…… 108

1．障害児等療育支援事業及び障害児相談支援事業等の実施状況

2．短期入所事業の実施状況

3．日中一時支援事業の実施状況

4．児童発達支援事業・放課後等デイサービスの実施状況

5．居宅介護事業（ホームヘルプ）の実施状況

6．グループホーム等の実施状況

7．福祉教育事業の実施状況

8．在宅支援サービスの実施状況

Ⅴ　職員の状況…… 116

1．職員の配置状況

2．職員の勤務状況

3．夜間勤務の状況

4．児童と直接支援職員の比率

Ⅵ　施設運営・経営の課題…… 121

1．施設の運営費

2．今後の施設整備計画

3．在所延長規定の廃止に伴う今後の計画

4．在所延長児童の今後の見通し（本人の能力等からみて）

5．児童相談所との関係

6．契約利用児への対応

7．苦情解決等の実施状況

調　　査　　票…… 131

調 査 経 過

本調査は，公益財団法人日本知的障害者福祉協会の施設名簿により知的障害児施設，自閉症児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告である。

調査対象　知的障害児・自閉症児施設の協会把握施設（243施設）に送付
調 査 日　平成26年10月１日
回 答 数　167施設　回収率68.7％

○調査データは，平成26年10月１日を基本とし，25年度（H25. 4．1～H26. 3．31）の実績を対象としている。
○割合は，原則として小数第２位以下四捨五入で表示している。基礎数は回答施設数，定員，在籍数とし，必要に応じて設置主体別の数を基礎として比較している。
○設置主体は，公立公営（事業団含む），公立民営，民立民営に分類し，データ報告については，公立と民立に分けているが，この場合の公立は，公立公営・公立民営を総称している。
○地区区分は，協会の地区区分により９地区に分けて整理している。
○児童福祉法対象年齢を超えた満18歳以上については，年齢超過児ないし過齢児と記している。
○「25年調査」「前年調査」の表記は，平成25年度全国知的障害児施設実態調査報告をさし，「全国調査」は調査・研究委員会が取りまとめた全国知的障害児者施設・事業所実態調査を引用している。
○総数と内訳の合計数が一致しない項目があるが，不明処理等によるものである。
○項目間により総数に不一致が見られることがあるが，各々の項目の有効回答を最大限活かして集計したためである。

Ⅰ　施設の状況

回答施設県別一覧

地区		県	対象施設	回答施設	定員	現員	措置	契約	充足率	措置率	25年度充足率	25年度措置率
	1	北海道	12	9	292	270	106	164	92.5	39.3	92.3	34.2
東北	2	青　森	7	5	220	155	21	134	70.5	13.5	69.4	15.7
	3	岩　手	5	4	160	147	47	100	91.9	32.0	94.5	27.9
	4	宮　城	2	2	70	68	32	36	97.1	47.1	100	20.0
	5	秋　田	4	3	120	108	5	103	90.0	4.6	89.2	6.9
	6	山　形	3	3	90	55	12	43	61.1	21.8	47.8	27.9
	7	福　島	8	4	130	123	57	66	94.6	46.3	74.8	55.3
	小計		29	21	790	656	174	482	83.0	26.5	76.7	29.0
関東	8	茨　城	9	6	190	186	68	118	97.9	36.6	99.6	37.5
	9	栃　木	4	2	70	73	30	43	104.3	41.1	99.0	39.4
	10	群　馬	3	3	124	116	37	79	93.5	31.9	92.7	32.2
	11	埼　玉	7	5	220	153	35	118	69.5	22.9	77.3	48.3
	12	千　葉	8	7	301	274	184	90	91.0	67.2	99.5	52.6
	13	東　京	7	3	114	107	44	63	93.9	41.1	98.3	35.6
	14	神奈川	14	7	310	252	191	61	81.3	75.8	94.7	61.3
	15	山　梨	1	1	70	53	37	16	75.7	69.8	90.0	63.5
	16	長　野	1	1	30	28	12	16	93.3	42.9	93.3	47.0
	小計		54	35	1,429	1,242	638	604	86.9	51.4	94.2	47.0
東海	17	静　岡	9	6	297	220	185	35	74.1	84.1	67.2	93.0
	18	愛　知	7	5	299	241	190	51	80.6	78.8	81.7	93.3
	19	岐　阜	2	2	90	74	49	25	82.2	66.2	95.6	62.8
	20	三　重	4	4	145	129	114	15	89.0	88.4	79.1	95.9
	小計		22	17	831	664	538	126	79.9	81.0	76.9	89.3
北陸	21	新　潟	8	7	161	136	32	104	84.5	23.5	93.3	19.4
	22	富　山	2	2	100	65	43	22	65.0	66.2	83.0	45.8
	23	石　川	4	2	40	26	10	16	65.0	38.5	97.5	28.2
	24	福　井	2	2	35	24	10	14	68.6	41.7	97.1	44.1
	小計		16	13	336	251	95	156	74.7	37.8	91.4	29.0
近畿	25	滋　賀	4	2	165	144	15	129	87.3	10.4	78.3	36.2
	26	京　都	4	3	120	101	20	81	84.2	19.8	76.7	20.7
	27	大　阪	8	5	240	213	126	87	88.8	59.2	86.7	50.3
	28	兵　庫	11	8	285	276	105	171	96.8	38.0	91.5	41.4
	29	奈　良	1	1	30	28	16	12	93.3	57.1	96.7	55.2
	30	和歌山	2	2	80	75	50	25	93.8	66.7	96.3	53.2
	小計		30	21	920	837	332	505	91.0	39.7	87.4	43.6
中国	31	鳥　取	1	1	65	37	19	18	56.9	51.4	89.2	32.8
	32	島　根	7	6	300	186	49	137	62.0	26.3	96.3	30.3
	33	岡　山	6	3	190	175	60	115	92.1	34.3	82.0	58.5
	34	広　島	11	5	120	113	47	66	94.2	41.6	99.2	25.2
	35	山　口	3	2	70	65	22	43	92.9	33.8	91.4	26.6
	小計		28	17	745	576	197	379	77.3	34.2	95.0	30.1
四国	36	徳　島	3	2	100	83	39	44	83.0	47.0	76.4	40.5
	37	香　川	2	2	56	47	20	27	83.9	42.6	83.9	48.9
	38	愛　媛	5	5	140	102	19	83	72.9	18.6	88.6	12.9
	39	高　知	2	2	70	63	10	53	90.0	15.9	97.5	23.1
	小計		12	11	366	295	88	207	80.6	29.8	84.1	31.9
九州	40	福　岡	8	5	220	193	139	54	87.7	72.0	85.7	59.9
	41	佐　賀	2	1	40	31	25	6	77.5	80.6	90.0	69.8
	42	長　崎	3	2	100	87	23	64	87.0	26.4	78.5	25.5
	43	熊　本	7	2	70	40	22	18	57.1	55.0	74.2	39.3
	44	大　分	4	4	172	148	55	93	86.0	37.2	88.5	38.0
	45	宮　崎	5	2	80	53	29	24	66.3	54.7	68.6	48.6
	46	鹿児島	7	4	127	109	24	85	85.8	22.0	83.7	17.4
	47	沖　縄	4	3	72	54	32	22	75.0	59.3	94.1	51.0
	小計		40	23	881	715	349	366	81.2	48.8	82.9	42.8
総計			243	167	6,590	5,506	2,517	2,989	83.6	45.7	86.3	44.0

１．施設数

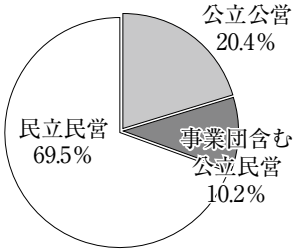

設置主体別の状況

施設数〔表１〕は，調査対象243施設のうち，回答のあった167施設の状況である。児・者併設型を導入し，本体施設が障害者支援施設となったものも含まれる。

設置主体別では，公立公営34施設（20.4％），公立民営17施設（10.2％），民立民営が116施設（69.5％）となっている。公立系施設は，児童福祉法施行当初から障害児福祉の担い手としての公的責任において自治体が施設を設置してきた背景があり，全体に占める比率が高かったが，指定管理者制度，民間委譲が進んでいることから近年減少傾向にある。地区別の公民比率は，民立施設が北海道100％，九州91.3％，中国82.4％，近畿81.0％の順に高くなっている。北陸地区は３年前の調査では民立民営が25.0％，公立公営が75.0％と他地区と比較して公立公営の割合が際立って高かったが，昨年度調査では35.7％，今年度調査では38.5％となっており，民営化が進んでいるようである。

表１　施設数

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	167		9	21	35	17	13	21	17	11	23
%	100		5.4	12.6	21.0	10.2	7.8	12.6	10.2	6.6	13.8
公立公営	34	20.4	0	8	5	5	7	3	1	3	2
公立民営	17	10.2	0	4	7	2	1	1	2	0	0
民立民営	116	69.5	9	9	23	10	5	17	14	8	21
＊地区別民立施設の比率			100	42.9	65.7	58.8	38.5	81.0	82.4	72.7	91.3

２．設立年代

設立年代〔表２〕では，グラフのとおり昭和35年から44年の10年間に88施設が設立され，50年代前半で施設設置は概ね済んだといえる。開設40年以上（昭和49年以前開設）が144施設（86.2％）となっている。

表２　設立年代

	施設数	%
～大正15年	1	0.6
昭和元年～29年	26	15.6
昭和30年～34年	16	9.6
昭和35年～39年	35	21.0
昭和40年～44年	53	31.7
昭和45年～49年	13	7.8
昭和50年～54年	5	3.0
昭和55年～59年	4	2.4
昭和60年～	14	8.4
計	167	100

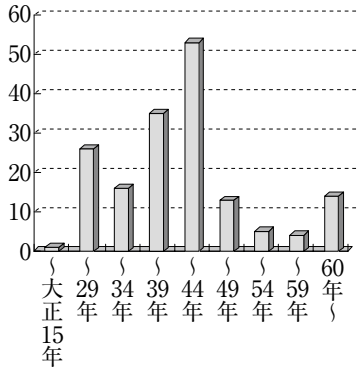

３．地域立地の状況

市町村区分〔表３〕では，区・市が94施設（56.3％）で最も多く，政令市が27施設，中核市が21施設，町が25施設となっている。村については，昨年度は２施設あったが今年度は０となっている。

表３　市町村区分

	施設数	%
政令市	27	16.2
中核市	21	12.6
区・市	94	56.3
町	25	15.0
村	0	0
計	167	100

４．事業実施の状況

主たる障害種別〔表４〕については，今回から新たに調査を行ったが，知的障害児が149施設（89.2％）と，そのほとんどを占めている。

表４　主たる障害種別

	施設数	%
知的障害児	149	89.2
自閉症児	1	0.6
盲児	0	0
ろうあ児	0	0
肢体不自由児	3	1.8
特定せず	0	0
無回答	14	8.4
計	167	100

経過的障害者支援施設の指定〔表５〕についても，今回から新たに調査を行ったが，指定を受けている施設が114施設（68.3％）となっている。

表５　経過的障害者支援施設の指定

	施設数	%
指定を受けている	114	68.3
指定を受けていない	41	24.6
無回答	12	7.2
計	167	100

５．児童の出身エリア

措置及び支給決定に係る児童相談所の数〔表６〕では，１か所のみは20施設（12.0％）で，２か所が36施設（21.6％），３か所が37施設（22.2％），４か所が31施設（18.6％）となっており，２～４か所で104施設（62.3％）となっている。また，５～９か所が32施設（19.2％），10か所以上が８施設（4.8％）となっており，９割近い施設が２～４か所を中心とした多数の児童相談所との関わりを有している。

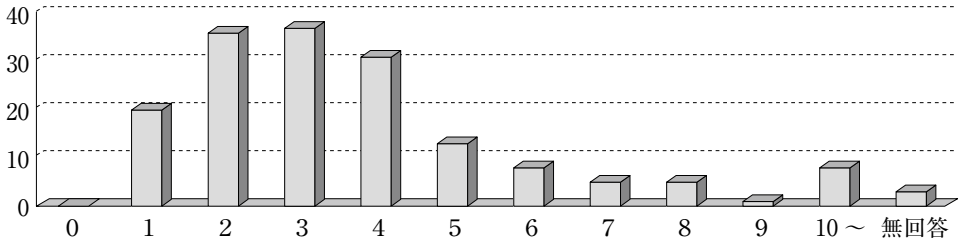

措置及び支給決定に係る児童相談所の数

表６　措置及び支給決定している児童相談所の数

か所数	施設数	%
１か所	20	12.0
２か所	36	21.6
３か所	37	22.2
４か所	31	18.6
５か所	13	7.8
６か所	8	4.8
７か所	5	3.0
８か所	5	3.0
９か所	1	0.6
10か所～	8	4.8
無回答	3	1.8
計	167	100

また，都道府県の数〔表７〕では，１都道府県が98施設（58.7％）と最も多く，次いで２都道府県が43施設（25.7％），３都道府県が19施設（11.4％），４都道府県が７施設（4.2％）となっている。

児童の出身区市町村の数〔表８〕では，６～10区市町村が57施設（34.1％）と最も多く，次いで11～15区市町村が42施設（25.1％），１～５区市町村が30施設（18.0％）となっている。複数の都道府県の利用や区市町村が多数に及ぶ広域からの利用が児童施設の特徴である。

実施主体を区市町村に移行するとさまざまな問題が生じると推察されることから，実施主体は都道府県が望ましいといえよう。

表７　都道府県の数

	施設数	%
１都道府県	98	58.7
２都道府県	43	25.7
３都道府県	19	11.4
４都道府県	7	4.2
計	167	100

表８　出身区市町村の数

	施設数	%
１～５	30	18.0
６～10	57	34.1
11～15	42	25.1
16～20	15	9.0
21～25	11	6.6
26～30	3	1.8
31～	2	1.2
無回答	7	4.2
計	167	100

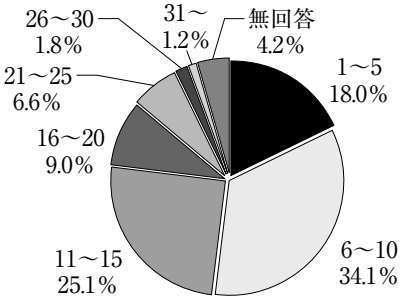

出身市町村数別の状況

６．定員の状況

回答施設の定員数〔表９〕の総計は，6,590人である。設置主体別にみると，公立系は2,223人（33.7％），民立は4,367人（66.3％）となっている。地区別では，北陸の公立系が70％を超えているのに対して，北海道ではすべての施設が民立となっている。

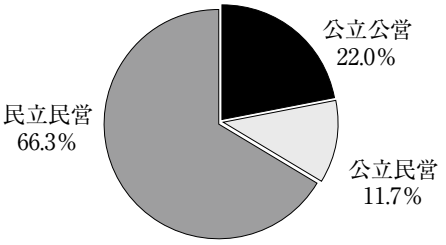

設置主体別の定員数

表９　定員数

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	6,590		292	790	1,429	831	336	920	745	366	881
%	—	100	4.4	12.0	21.7	12.6	5.1	14.0	11.3	5.6	13.4
公立公営	1,449	22.0	0	300	279	300	230	90	65	95	90
公立民営	774	11.7	0	190	340	134	10	60	40	0	0
民立民営	4,367	66.3	292	300	810	397	96	770	640	271	791
＊ 民立定員比率（%）			100	38.0	56.7	47.8	28.6	83.7	85.9	74.0	89.8

定員規模別施設数〔表10〕をみると，定員30人の施設が51施設（30.5％）と最も多く，次いで，31～40人が30施設（18.0％），41～50人が26施設（15.6％），11～29人が19施設（11.4％），51～70人が17施設（10.2％），71人以上が13施設（7.8％）であった。平成13年には定員90人以上の施設が34施設（12.6％）あったことから，大規模施設が減少傾向にあることがうかがえる。定員29人以下の施設が30施設（18.0％）あるが，これらは昭和36年併設施設や平成11年児・者併設型の施設と推察される。

表10　定員規模別施設数

	施設数	%	公立	%	民立	%
～10人	11	6.6	3	5.9	8	6.9
11～29人	19	11.4	5	9.8	14	12.1
30人	51	30.5	15	29.4	36	31.0
31～40人	30	18.0	7	13.7	23	19.8
41～50人	26	15.6	8	15.7	18	15.5
51～70人	17	10.2	7	13.7	10	8.6
71人以上	13	7.8	6	11.8	7	6.0
計	167	100	51	100	116	100

7．在籍数の状況

在籍数〔表11〕は，5,506人（定員6,590人）である。設置主体別では，公立公営1,053人（19.1％），公立民営621人（11.3％），民立3,832人（69.6％）となっている。

男女別では，男3,784人（68.7％），女1,722人（31.3％）で，男女比は７：３と男子が多くなっている。

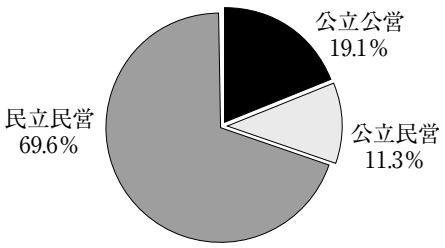

設置主体別の在籍数

表11　在籍数の状況（全体）

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	3,784	68.7	192	473	880	449	198	560	364	201	467
	女	1,722	31.3	78	183	362	215	53	277	212	94	248
	計	5,506	100	270	656	1,242	664	251	837	576	295	715
公立公営	男	691	65.6	0	161	151	147	140	54	30	58	51
	女	362	34.4	0	59	66	54	32	27	7	25	21
	計	1,053	100	0	220	217	201	172	81	37	83	72
公立民営	男	388	62.5	0	111	186	70	4	29	26	0	0
	女	233	37.5	0	43	71	42	1	10	5	0	0
	計	621	100	0	154	257	112	5	39	31	0	0
民立民営	男	2,705	70.6	192	201	543	232	54	477	308	143	416
	女	1,127	29.4	78	81	225	119	20	240	200	69	227
	計	3,832	100	270	282	768	351	74	717	508	212	643

8．充足率（在籍率）

回答施設全体の充足率〔表12〕〔表13〕は83.6％で，前年に比べて2.7ポイント低下した。充足率「90～100％未満」が55施設（32.9％），「100％」が28施設（16.8％），「100％超」が８施設（4.8％）で，充足率が90％以上の施設は91施設（54.5％）である。充足率が90％以上の施設を設置主体別でみると，公立17施設（18.7％）

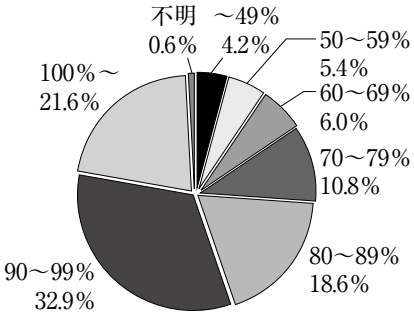

充足率の分布

民立74施設（81.3％）と民立施設のほうが多いが，公立と民立の各々の設置主体毎における充足率が90％以上の施設の割合においても民立が公立を上回っている。

設置主体別充足率〔表13〕では，公立公営は74.7％，公立民営が77.3％，民立民営は87.6％で，公立の充足率が低い。充足率50％未満は７施設で，昨年度よりは増加しているが，一昨年度の25施設からは減少している。

平成25年度の年間在籍率別の状況〔表14〕は,「100％超」が昨年度の19施設（11.0％）から８施設（4.8％）に減少した。また,「100％」が19施設（11.4％),「90％～ 100％未満」が66施設（39.5％）と，90％以上が93施設（55.7％）となった。一方，90％を下回る施設は61施設（36.5％）あった。

表12　充足率（定員比）の状況（26年10月）

	～49％	50～60％未満	60～70％未満	70～80％未満	80～90％未満	90～100％未満	100％	100％超	不明
施設数	7	9	10	18	31	55	28	8	1
％	4.2	5.4	6.0	10.8	18.6	32.9	16.8	4.8	0.6
公立	2	7	6	12	7	12	4	1	0
％	3.9	13.7	11.8	23.5	13.7	23.5	7.8	2.0	0
民立	5	2	4	6	24	43	24	7	1
％	4.3	1.7	3.4	5.2	20.7	37.1	20.7	6.0	0.9

表13　設置主体別充足率

	施設数	定員	在籍数	充足率
公立公営	34	1,449	1,083	74.7
公立民営	17	774	598	77.3
民立民営	116	4,367	3,825	87.6
計	167	6,590	5,506	83.6

表14　平成25年度年間在籍率別の施設数

割合	施設数	％		
100％超	8	4.8	公立	2
			民立	6
100％	19	11.4	公立	5
			民立	14
90～100％未満	66	39.5	公立	13
			民立	53
80～90％未満	32	19.2	公立	8
			民立	24
70～80％未満	14	8.4	公立	8
			民立	6
70％未満	15	9.0	公立	12
			民立	3
不明	13	7.8	公立	3
			民立	10
計	167	100	―	―

９．措置・契約の決定率

平成18年10月の児童福祉法改正により契約制度が導入されたが，本調査での報告は８回目となる。

全在籍者数〔表15〕のうち措置が2,517人（45.7％），契約が2,989人（54.3％）となっており，措置率は前年度（44.0％）とほぼ同じ水準である。設置主体別では，公立公営が措置43.1％・契約56.9％，公立民営が措置50.8％・契約49.2％，民立民営が措置45.6％・契約54.4％となっている。昨年度は設置主体別による差がなく，ほぼ同じ水準となっていたが，今年度は公立民営の措置がやや高くなった。

地区別では，東海の措置率が81.0％で昨年度に比べて8.3ポイント低下したものの最も高く，次いで関東51.4％，九州48.8％となっている。措置率が低いのは，東北で26.5％，次いで四国29.8％となっている。都道府県毎の措置率は冒頭の回答施設県別一覧で示しているが，都道府県による格差が著しい状況が続いている。

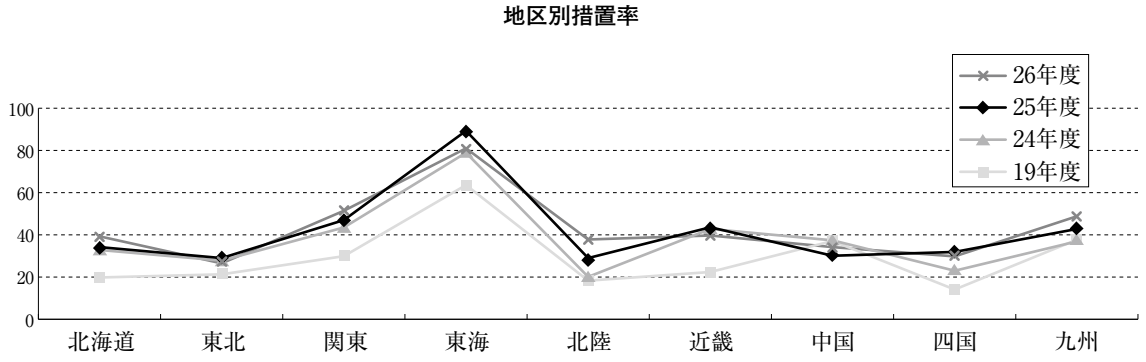

表15　措置・契約の状況

		%	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	67.4	3,784	192	473	880	449	198	560	364	201	467
	女	30.7	1,722	78	183	362	215	53	277	212	94	248
	計	100	5,506	270	656	1,242	664	251	837	576	295	715
	うち措置	45.7	2,517	106	174	638	538	95	332	197	88	349
措置率			45.7	39.3	26.5	51.4	81.0	37.8	39.7	34.2	29.8	48.8
公立公営	男	73.1	792	0	161	151	147	140	54	30	58	51
	女	26.9	291	0	59	66	54	32	27	7	25	21
	計	100	1,083	0	220	217	201	172	81	37	83	72
	うち措置	43.1	467	0	31	120	137	64	39	19	15	42
公立民営	男	71.2	426	0	111	186	70	4	29	26	0	0
	女	28.8	172	0	43	71	42	1	10	5	0	0
	計	100	598	0	154	257	112	5	39	31	0	0
	うち措置	50.8	304	0	61	127	97	2	12	5	0	0
民立民営	男	67.1	2,566	192	201	543	232	54	477	308	143	416
	女	32.9	1,259	78	81	225	119	20	240	200	69	227
	計	100	3,825	270	282	768	351	74	717	508	212	643
	うち措置	45.6	1,746	106	82	391	304	29	281	173	73	307

Ⅱ　児 童 の 状 況

1．年齢の状況

回答された在籍児童数は167施設5,506人で，前回調査（173施設5,719人）と比較して在籍児童数は96.3％，213人減少している。在籍児童の年齢構成は〔表16〕のとおり前回調査の傾向と大きな変化はなく，18歳以上の割合がわずかに増加している。

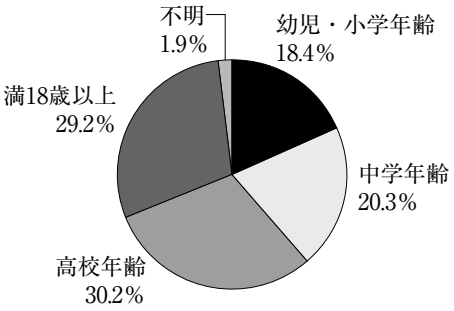

設置主体別の在籍数

平成30年４月に向けた転換の方向がほぼ確定している事業所があると思われ，平成29年度末まで過年齢児の割合が一定割合を占めると予測されるが，障害児入所施設の二極化している現状の解消は時間の問題と見ることが出来よう。

全在籍児童数5,506人に占める児童（18歳未満3,869人）の割合は70.3％で前回調査と大きな変化は見られない。全体に占める措置（2,517人）の割合は45.7％であるが，18歳以下の児童に限ってみると措置児童は61.2％を占めている。それぞれ前回調査の全体措置割合44.0％，18歳以下措置割合58.7％と比べ，措置児童の割合はわずかながら増加している。

５歳以下の児童では78.5％，小学生では73.1％が措置となっており，小学生の措置率が昨年に比して4.7ポイント増加している。措置児童の実数についてみると，在籍児童が前年比で3.7ポイント減少している中，５歳以下及び小学生では実人数もわずかに減少しているが，措置の割合は増えている。措置該当要件を考えれば入所前の児童のおかれている状況等については今後も注意が必要である。

措置の割合は平成18年10月の制度改正以来，都道府県など地域間格差が大きいことが指摘されており，前回調査でも地域間格差が見てとれたが，制度変更10年を経過した中で，今回の調査では措置地域別の調査は実施していない。

表16　年齢構成（全体）

	人数	%
計	5,506	100
男	3,784	68.7
女	1,722	31.3
うち措置（再掲）	2,517	45.7

	５歳以下	６～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
人数	116	916	1,140	1,697	3,869	70.3
%	2.1	16.6	20.7	30.8	70.3	
男	77	622	771	1,120	2,590	46.2
女	39	294	369	577	1,279	33.8
うち措置（再掲）	91	670	706	902	2,369	

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	小計	%
人数	366	662	369	240	1,637	29.7
%	6.7	12.0	6.7	4.4	29.7	
男	265	491	279	159	1,194	21.3
女	101	171	90	81	443	7.9
うち措置（再掲）	132	14	2	0	148	

在籍児童の平均年齢の全国の分布は〔表17〕のとおりであるが，平均年齢18歳未満の施設の占める割合は63.5％と前回調査46.8％から大きく増加している。実数でも106施設と前回調査81施設と比べ増加となっており，児童福祉法改正による経過期間の終了に向けて，各地域の状況をにらみながら児童入所支援機能を維持継続すべく各施設が積極的な努力をしている様子がうかがえる。

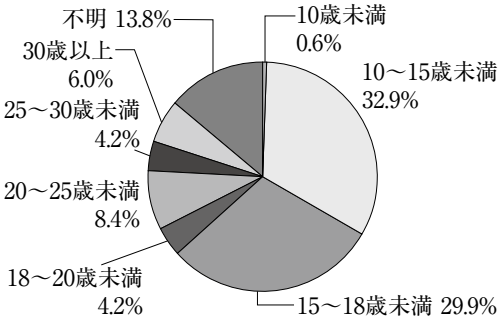

児童年齢別数

表17　平均年齢

	施設数	%
10歳未満	1	0.6
10歳以上15歳未満	55	32.9
15歳以上18歳未満	50	29.9
18歳以上20歳未満	7	4.2
20歳以上25歳未満	14	8.4
25歳以上30歳未満	7	4.2
30歳以上	10	6.0
不明	23	13.8
計	167	100

○在所延長児童（過齢児）の状況

前回調査まで８年間微減が続いていた在所延長児童は，今回調査でも同様の傾向だが，在籍児童の減少という背景も念頭におくと，ほぼ横ばいと見ることが出来よう。［表18］に見られるように，前回調査で過齢児の占める割合が高かった東北，近畿，中国地区は在所延長の割合が若干増加しているが，全国的にみると全入所児童に占める過齢児の状況は前回調査と大きな変化はなく，将来的な支援体制の方向付けが明確になってきた各施設の取り組みの結果と言えよう。

表18　過年齢児数及び地区別加齢児比率

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人数	1,637	49	258	345	88	73	336	237	89	162
%	29.2	18.1	39.3	27.8	13.3	29.1	40.1	41.1	30.2	22.7

「満20歳以上の在籍率の状況」〔表19〕から，０％は63施設と前回調査より５施設減ったが，10％未満と合わせると87施設52.1％と回答施設の半数を超えている。将来児童施設として運営していこうという強い思いの結果と言えるのではないか。20歳以上の在籍率20％未満の施設は前回調査と大きな変化はない。

20歳以上が50％以上を占める29施設も前回調査と比べ３施設減と大きな変化はない。80％以上が３施設増加しているが，大きな流れの変化はないものと思われる。今後の動向として，平成30年３月末までの施設形態の選択に向けて，各地域，各施設の将来展望に基づく具体的な対応が始まっていると思われ，特に20歳以上が５割を超えている29施設の動きを注視していく必要があろう。

表19　満20歳以上の在籍率の状況

割合	施設数	%		
0%	63	37.7	公立	20
			民立	43
10%未満	24	14.4	公立	9
			民立	15
10～20%未満	19	11.4	公立	5
			民立	14
20～30%未満	13	7.8	公立	4
			民立	9
30～40%未満	12	7.2	公立	2
			民立	10
40～50%未満	6	3.6	公立	1
			民立	5
50～60%未満	5	3.0	公立	2
			民立	3
60～80%未満	12	7.2	公立	3
			民立	9
80～100%未満	9	5.4	公立	3
			民立	6
100%	3	1.8	公立	0
			民立	1
不明	1	0.6	公立	0
			民立	1

２．入所時の年齢

「児童の入所時の年齢」〔表20〕をみると，今回調査は15歳の中学校卒業年齢時が一番多く584人，次いで前回調査で最多だった小学校就学時年齢の６歳が547人となっている。一方，２歳から５歳までの幼児は136人減少しているが，枠組みに大きな変化は見られない。在籍児童の減少による影響でほとんどの年齢層で減少しているが，10歳から17歳にかけての児童の入所は横ばい状態で，小学校高学年から中学・高校にかけての児童の体力の増加やその他家庭内での行動面での対応などの困難さが出現してくる時期との捉え方もでき，低年齢時からの丁寧な療育支援などにももっと目を向けていく必要性が考えられる。

表20　入所時の年齢

	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	小計
合計	14	46	170	199	284	713
%	0.3	0.8	3.1	3.6	5.2	12.9
男	6	27	120	136	210	499
女	8	19	50	63	74	214

	不明	合計
合計	489	5,506
%	8.9	100

	６歳	７歳	８歳	９歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	547	352	269	295	331	330	469	388	377	584	276	192	4,410
%	9.9	6.4	4.9	5.3	6.0	6.0	8.5	7.0	6.8	10.6	5.0	3.5	80.1
男	400	245	178	204	229	222	305	271	255	418	189	128	3,044
女	147	107	91	91	102	108	164	117	122	166	87	64	1,366

３．在籍期間

「在籍期間」〔表21〕は，前回調査同様５～10年未満が1,191人（21.6％）と最も多く，次いで３～５年未満が835人（15.2％）と，前回調査と比べて傾向に大きな変化はみられない。

20年以上も，前回調査とほとんど変わらないが，今回調査で把握できなかった不明277人の状況が分からないが，児者転換等との関連で30年３月まで一定程度の割合を占めるものと思われる。

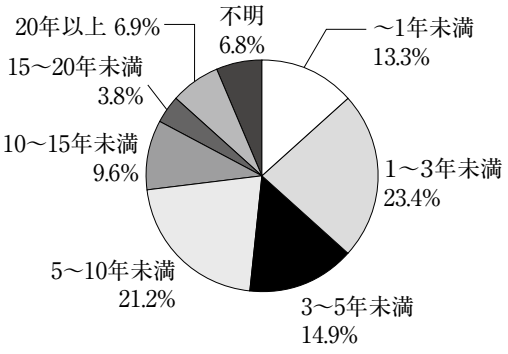

在籍期間別の在籍数

表21　在籍期間

	３ヶ月未満	３～６ヶ月未満	６ヶ月～１年未満	１～２年未満	２～３年未満	３～５年未満	５～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	不明	計
合計	135	219	395	682	633	835	1,191	540	211	388	277	5,506
%	2.5	4.0	7.2	12.4	11.5	15.2	21.6	9.8	3.8	7.0	5.0	100
男	102	149	265	463	422	553	809	401	167	292		
女	33	70	130	219	211	282	382	139	44	96		

４．入所の状況

⑴　入所の状況

「平成25年度中の新入所児数」〔表22〕は，入所児童数は全体で843人，前年比４人の増で，内訳は措置が平成25年度入所児童全体の61.5％（518人）となっており，契約が38.6％（325人）で，前回調査と同様に措置が契約を上回っている。制度改正から10年を経て，危機的状況の児童の割合が増加していると言うよりも，むしろ契約が原則ではなく，保護者の状況も踏まえた上で，子どもの最善の利益の視点で児童相談所が対応してきていることがうかがえる。

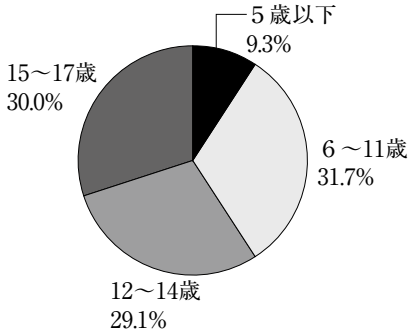

年齢別入所数

843人の入所児童の中で最も多い年齢層は前回調査では15～17歳の高校生年齢が最も多かったが，今回は６～11歳が最も多くなっている。就学前児童および高校生年齢児童の比率に大きな変化は見られない。

平成25年度の新入所児童を措置，契約別にみると，児童の年齢が高くなるにつれて契約で入所する児童の割合が増加しているのは前回調査と同じだが，就学前児童は約８割，小・中学生年齢では６割強が措置入所であった。実人数でも高校生年齢を除き，措置が契約を上回っている。

障害の程度別〔表23〕にみると，最重度・重度が293人（34.8％），中軽度（療育手帳身所持者含む）が473人（56.1％）と，前回とほぼ同様の傾向であり，軽度障害及び境界線級児童といわれる子どもた

ちの入所割合が今回調査でもわずかだが増加している。背景を考えると前回と大きな相違はないと思われるが，いずれにしても被虐待児童や自閉症スペクトラム障害の児童など新入所児童に対する心理面での支援の必要性の高まりや，行動障害への対応など，障害児施設での支援の質について急速な多様性への対応が迫られていることには変わりないと思われるのは今回も同様である。

26年度前期の入所数〔表24〕をみると，半年間で25年度の年間新入所児童843人の92.2％にあたる777人となっており，地域や施設によっては年度前半，特に年度替わりの入退所で入所ニーズに対応できなくなり，待機児童を抱える施設は年度末の退所まで短期入所制度の長期利用や一時保護委託制度，自由契約や日中一時支援等を組み合わせて対応せざるを得ない状況は大きく変わらないことが推察される。特に過年齢児がほとんど在籍しない施設にあっては，今後もこの流れが続くことが予想され，児童相談所を含め地域が児童支援を核にしている施設に対して，多様な支援ニーズを抱えた児童の支援の機能を期待していることもうかがえる。新規入所児童の占める割合は，前回調査と大きな変化は見られない。

表22　平成25年度中の新入所児数　（全体）

	人数	５歳以下	６～11歳	12～14歳	15～17歳
全体	843	78	267	245	253
措置	518	61	183	160	114
	100	11.8	35.3	30.9	22.0
契約	325	17	84	85	139
	100	5.2	25.8	26.2	42.8

$$入所率 = \frac{入所者総数}{定　員} \times 100$$

25年度入所率	12.8％

表23　平成25年度新入所者の障害の程度　（全体）

	人数	最重度	重度	中軽度	未所持	不明
全体	843	111	182	473	62	15
措置	518	44	85	326	53	10
	100	8.5	16.4	62.9	10.2	1.9
契約	325	67	97	147	9	5
	100	20.6	29.8	45.2	2.8	1.5

表24　平成26年前期（４月～９月）

	人数	５歳以下	６～11歳	12～14歳	15～17歳
全体	777	50	195	220	312
措置	467	40	137	138	152
	100	8.6	29.3	29.6	32.5
契約	310	10	58	82	160
	100	3.2	18.7	26.5	51.6

それぞれの施設における年間新入所児童の数〔表25〕は，新入所児童数０人が22施設と前回調査と比べ２施設の増加と前回と大きな変化はなかった。地域の状況や行政との調整はあるものの，児者転換を視野に運営している施設と，児童施設の機能を維持していくという意思表示を明確にしつつある施設の二極化は平成29年度末まで続くと思われる。

入所前の生活の場〔表26〕では，前回調査と同様「家庭から」が圧倒的に多く，前回調査より実人数，割合ともに多少減少しているが，家庭からの施設利用が多数を占める状況に大きな変化はみられない。

不明が前年にも増して相当数増えているが，本調査から詳細を把握することは困難である。児童養護施設からの入所も前年に比べ大きな変化はみられず，乳児院と合わせて１割強が障害児施設の利用につながる傾向はしばらく続くと思われる。

被虐待児，自閉症スペクトラム障害の増加や家庭における養育機能の低下などで児童養護施設の利用が増加傾向にあり，児童養護施設の集団での不適応をきたした子どもの療育目的での障害児施設入所が一因と推察されるのは今回も同じであろう。一方乳児院からの入所は微減だが，今後も一定の動きが予測される。その背景は確たるものはないが，児童養護施設の充足率との関係や障害の早期の確定判断などがあるものとみられ，引き続き今後の推移を見守っていく必要がある。

表25　年間入所数の状況

入所数	施設数	%	公立	民立
0人	22	13.2	6	18
1人	21	12.6	6	15
2人	12	7.2	3	9
3人	26	15.6	10	16
4人	10	6.0	1	9
5人	21	12.6	9	12
6人	17	10.2	5	12
7人	9	5.4	1	8
8人	9	5.4	3	6
9人	4	2.4	1	3
10人	1	0.6	0	1
11人以上	15	9.0	6	9
計	167	100	51	116

表26　入所前の生活の場

	人数	%
家庭	508	60.3
他の知的障害児施設	58	6.9
児童養護施設	73	8.7
乳児院	18	2.1
その他の児童福祉施設	10	1.2
学校寄宿舎	7	0.8
病院等医療機関	30	3.6
その他	25	3.0
不明	114	13.5
計	843	100

⑵　入所の理由

「入所の理由」〔表27〕については前回調査と同様に「家族の状況等」「本人の状況等」に分けて複数回答を求めた。一部調査項目を整理したものがあるが，比較可能な調査項目の傾向に大きな変化はみられず，それぞれの項目での主要因と付随要因の割合もほぼ同様の割合で推移している。ただし家族の状況等の中の保護者の養育能力・障害理由，虐待・養育放棄は前回調査でもほぼ同じ割合でここ数年の傾向として続いており，新規入所理由に占める割合もほぼ同程度である。改めて発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育てにおける孤独感や心理的な葛藤なども含め，きめ細かな背景の把握と支援策の必要性をあらわしているものと推察され，同時に全在籍児童について，「ADL・生活習慣の確立」「行動上の課題改善」が保護者の状況と密接に関連していることも支援者は念頭におく必要があろう。

また，前年度調査で指摘されていた「貧困」に起因する入所理由につながる親の離婚・死別や家庭の経済的理由及び保護者の疾病・出産等の理由での入所は今回調査における数は少ないものの増加傾向にあり，支援現場の実感からは種々の理由の陰に貧困のもたらす負の影響を強く感じ取れることも多く，引き続き注視していく必要があるだろう。また契約入所の場合にこうした家庭の出身児童が衣類の十分な補充や，修学旅行等就学に絡む費用に困難をきたす「施設内貧困児童」に陥らないよう制度的対応も検討していく必要性は変わっていないと推察される。

一方，本人の状況等では，前述したとおり「ADL・生活習慣の確立と行動上の課題改善」のいわゆる療育目的の入所理由が圧倒的に多く，行動上の課題改善のための入所の傾向も続いており，前回調査でも述べたが，背景には養育力の低下による規範意識の弱さや，愛着形成の不十分さなど育ちの環境にいっそう視点をあてていく必要があろう。

前回調査で，学校就学・通学のための入所について地域によって学校の寄宿舎的な役割を障害児施設が担っている傾向が指摘されていたが，入所理由に占める割合は増加する傾向にあり，新規入所児童だけを見ると，前年度よりも増加している。同じく教育に関しての学校での不適応・不登校は今回調査でも僅かながら増加しており，家庭や地域からの教育をどう支えていくべきか考えていく必要があるのではないか。

いずれにしても入所理由の如何にかかわらず，多様な生活環境から強い影響を受けて施設入所に至った児童の支援にあたって，背負いきれないほどの「重い荷物」を負って入所してくる児童が，自身で安心・安全を感じとり，自らを肯定できるような丁寧な個人の生活歴に即して個別ニーズに寄り添っていく支援が一層求められている。

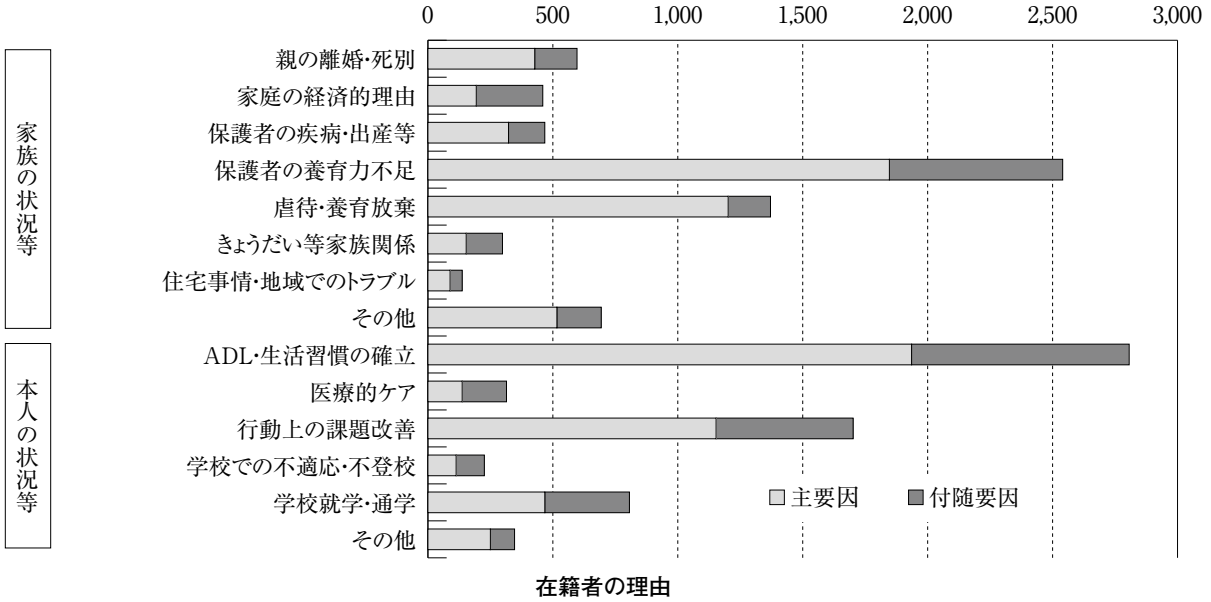

表27　入所理由（重複計上）

内　　容		在籍者全員について						うち25年度入所者について					
		主たる要因		付随する要因		計	在籍者比	主たる要因		付随する要因		計	25年度入所者比
		措置	契約	措置	契約			措置	契約	措置	契約		
家族の状況等	親の離婚・死別	166	278	91	131	666	11.9	16	18	15	14	63	7.5
	家庭の経済的理由	72	62	117	82	333	5.9	8	3	20	8	39	4.6
	保護者の疾病・出産等	161	177	103	66	507	9.0	23	26	19	7	75	8.9
	保護者の養育力不足	786	910	458	231	2,385	42.5	151	105	87	29	372	44.1
	虐待・養育放棄	1,104	141	119	38	1,402	25.0	213	11	28	4	256	30.4
	きょうだい等家族関係	44	98	64	122	328	5.8	8	11	5	10	34	4.0
	住宅事情・地域でのトラブル	33	43	59	56	191	3.4	6	10	20	9	45	5.3
	その他	72	396	18	178	664	11.8	17	40	0	17	74	8.8
本人の状況等	ＡＤＬ・生活習慣の確立	577	907	442	486	2,412	43.0	97	84	77	53	311	36.9
	医療的ケア	81	228	146	201	656	11.7	11	3	11	4	29	3.4
	行動上の課題改善	482	753	338	298	1,871	33.3	93	78	43	39	253	30.0
	学校での不適応・不登校	85	69	82	66	302	5.4	24	12	17	9	62	7.4
	学校就学・通学	130	262	158	121	671	12.0	36	39	26	14	115	13.6
	その他	29	135	27	22	213	3.8	11	28	5	1	45	5.3
	計	2,517	3,095	2,517	3,095	2,517						843	

⑶　虐待による入所の状況

「虐待による入所数」〔表28〕を見ると，前年度より結果わずかに減少しているが，依然として歯止めがかかっていないことがうかがえる。特に〔表27〕の虐待・養育放棄を見ると，在籍児童に占める割合は大きく，心理的虐待やネグレクトが顕在化しにくいという現状からカウントされていない児童の存在も考慮する必要がある。また，虐待の及ぼす精神・行動面の影響が長く続くことを考えると，一人ひとりの行動に一層細かな配慮が求められるところであろう。

平成12年の児童の虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行以降の虐待による児童数の推移をみても，法の趣旨，役割が社会に浸透してきたということもあり，平成26年度の全国の児童虐待通告件数は速報値で約９万件に達している。障害児入所施設においては平成18年の児童福祉法改正による契約制度の導入で一時的な減少はみられたものの，この10年以上にわたっての経年変化をみると，入所児童の減少にもかかわらず被虐待児童は確実に一定割合を占めており，その対応はもとより，児童相談所や市町村の家庭児童相談室，保健センターや相談支援事業所あるいは要保護児童地域対策協議会など広範な関係機関との連絡調整を図りながら，一層の早期発見に努め，児童虐待の撲滅と未然防止に向けて具体的な取り組みが求められる。

表28　虐待による入所数

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	計
男	156	184	223	205	199	200	223	229	247	243	194	2,303
女	128	152	156	119	131	168	150	151	151	151	174	1,631
計	284	336	379	324	330	368	373	380	398	394	368	3,934

表29　平成25年度被虐待入所児童の内訳

	児相判断
男	194
女	174
計	368

25年度被虐待児加算認定児童の数　190人

26年度（10月１日まで）被虐待児加算児童の数　184人

※368人のうち，契約により入所の児童47人

「虐待の内容」〔表30〕についても，虐待の種類や割合に大きな変化はみられないが，ネグレクトの割合が増えているのは，心理的虐待も含め夫婦間のＤＶなどの警察への通告が，原則全件児童相談所へとする対応が行われていることが大きな要因として挙げられると考えられる。性的虐待を除く他の虐待類型は程度の差こそあれ複雑に重複していることを考えると，入所児童の受入れ，支援について十分な配慮が求められる。

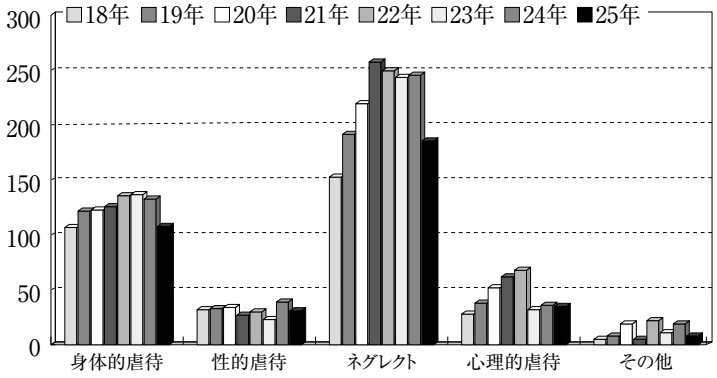

表30　虐待の内容（※重複計上）

		計	入所数比	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
14年	人数	126	9.6	77	24	77	24	3
15年	人数	284	24.1	140	34	131	46	5
16年	人数	336	29.3	156	35	162	24	6
17年	人数	379	30.4	164	42	231	34	1
18年	人数	324	34.0	107	32	153	28	5
19年	人数	330	40.0	122	33	192	38	8
20年	人数	368	49.6	123	34	220	52	19
21年	人数	373	49.4	126	27	258	62	5
22年	人数	380	47.1	136	30	250	68	22
23年	人数	398	53.1	137	23	244	32	11
24年	人数	394	47.0	133	39	246	36	19
25年	人数	368	43.7	108	31	186	35	8
	%	100	—	29.3	8.4	50.5	9.5	2.2
	男	194	52.7	65	3	110	14	2
	女	174	47.3	43	28	76	21	6

５．退所の状況

平成25年度の退所者数〔表31〕は870人で，内訳は措置384人，契約486人であった。

年齢では18 ～ 19歳の退所が446人（51.3％）ともっとも多く，前回調査（52.3％）と比して１ポイント減少したものの横ばいと，高等部卒業年と同時に退所する流れが一定程度確立されつつある。次いで20 ～ 29歳が129人（14.8％），15 ～ 17歳が115人（13.2％）と順位は変わらず，満18歳以上の退所が615人（70.7％）と25年調査より2.3ポイント減少し，ここにも，将来的にも児童施設として運営していこうとしている取り組みが見てとれる。

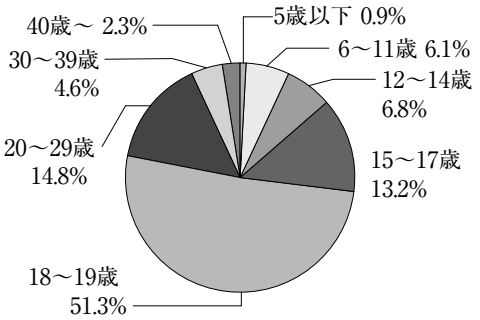

年齢別退所数

措置・契約別では，契約が486人で措置384人より102人多く，前年度調査と同様の傾向を示している。平成18年の契約制度開始時期の入所児童が引き続き退所時期を迎えたことと，平成24年度の制度改正による在所延長規定廃止の影響と推察されるが，中軽度の児童の増加も一因と考えられよう。

また，14歳以下の退所児童の人数も前回調査と大きな変化はなく，就学時，小学校卒業時，中学校卒業時も退所のポイントになっているものと思われる。

26年度の上半期（４月～９月）は277人と，前回の半期と比べやや増加し，各施設の将来展望を踏まえた児童に対する継続した進路支援が行われていることがうかがえる。

表31　平成25年度退所数

		退所数	５歳以下	６～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
18年度		1,150	12	101	89	158	405	288	89	8
		100	1.0	8.7	7.7	13.6	34.9	24.8	7.7	0.7
19年度		880	13	69	45	89	362	219	76	7
		100	1.5	7.8	5.1	10.1	41.1	24.9	8.6	0.8
20年度		853	7	62	55	96	377	174	80	2
		100	0.8	7.3	6.4	11.3	44.2	20.4	9.4	0.2
21年度		802	19	56	51	98	325	191	48	14
		100	2.4	7.0	6.4	12.2	40.5	23.8	6.0	1.7
22年度		857	3	57	56	108	391	177	50	15
		100	0.4	6.7	6.5	12.6	45.6	20.7	5.8	1.8
23年度		1,009	5	67	58	93	501	195	67	23
		100	0.5	6.6	5.7	9.2	49.7	19.3	6.6	2.3
24年度		930	11	54	55	119	486	146	47	12
		100	1.2	5.8	5.9	12.8	52.3	15.7	5.1	1.3
25年度	措置	384	8	38	41	69	213	15	0	0
		100	2.1	9.9	10.7	18.0	55.5	3.9	0	0
	契約	486	0	15	18	46	233	114	40	20
		100	0	3.1	3.7	9.5	47.9	23.5	8.2	4

表31－２　平成26年４月から９月の退所状況

		退所数	５歳以下	６～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
26年 ４月～９月	措置	138	3	17	9	24	79	5	0	1
	契約	139	3	3	9	17	43	46	11	7

今回調査での利用料滞納のままの退所児童は，前回調査より７人増え33人であったが，こうしたケースが一定の施設に集中すると運営に影響を及ぼしかねず，今後の対応策の検討も必要と思われる。

平成25年度の年間退所人数別の状況〔表31－４〕をみると，０人が21施設（12.6％），１～２人が41施設（24.6％），３～５人が42施設（25.6％）となっている。通過型施設である児童施設の退所が０というのは，前述した新規入所児童０の施設が22施設と相対的な関係性があると思われ，30年４月を見越した在所延長措置があることも関係していることと思われる。一方，10人以上の退所は28施設で１施設の減で変化は見られなかった。

表31－３　契約児童で利用料滞納のまま退所

	人数	%
25年度	33	3.8
26年度（９月末）	9	3.2

表31－４　平成25年度　年間退所数別の状況

退所数	施設数	%	公立	民立
0	21	12.6	2	19
1	22	13.2	7	15
2	19	11.4	7	12
3	10	6.0	3	7
4	11	6.6	0	11
5	21	12.6	6	15
6	15	9.0	2	13
7	11	6.6	7	4
8	5	3.0	2	3
9	4	2.4	1	3
10	7	4.2	3	4
11～14	11	6.6	6	5
15～19	7	4.2	3	4
20～	3	1.8	2	1
計	167	100	51	116

○入退所の推移

〔表31－５〕は，ここ10ヵ年の入退所の推移を整理したものである。回答数が毎年異なるので全施設の状況とは言えないが，17年を除き入所数より退所数が上回り在籍数の減少傾向を示しているのは今回も同じ傾向である。更に23年度は18年度以来再び３桁の減少となったが，24年度も91人減少しており，今回調査ではわずかな差にとどまっているものの，それぞれの地域における児童福祉の必要なメニューの維持という視点からも十分な検討が必要と思われる。

施設の在籍数の増減をみると，減少したのが76施設で前年度調査に比べ２施設の減少，増加したのが62施設で５施設の減となっている。全体の在籍数は減っているものの，障害児の入所ニーズに地域差があると思われ，また増減のない29施設も含め半数以上が一定の入所ニーズを抱えているとみることができる。

表31－５　平成25年度の在籍数の増減（入所数－退所数）

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	計
入所数	1,145	1,246	954	826	817	752	822	869	839	843	9,113
退所数	1,191	1,161	1,150	880	832	802	857	1,009	930	870	9,682
増減	-46	85	-196	-54	-15	-50	-35	-140	-91	-27	-451

増　減

増減	施設数	%	公立	民立
～-10	3	1.8	1	2
-9～-5	21	12.6	9	12
-4～-1	52	31.1	14	38
0	29	17.4	12	17
1～4	51	30.5	15	36
5～9	6	3.6	0	6
10～	5	3.0	0	5
計	167	100	51	116

６．進路の状況

退所児童の進路（生活の場）〔表32〕について，前回までの調査と一部項目を変更しての生活の場の結果であるが，退所児童の中で最も多かったのが「家庭」で29.5％であった。前回調査で最も多かった「障害者支援施設に入所」が244人（28.0％）と前回調査より5.8ポイント減少している。

前回調査では生活の場と日中活動の場をあわせて調査項目に設定していたため，前回調査と単純な項目比較はできないが，家庭をキーワードに比較すると前回27.6％だった家庭復帰は，実人数は変わらないものの割合は29.5％と障害者支援施設をわずかながら上回っている。

また，グループホームや宿泊型自立訓練等への移行も222人となっており，家庭・グループホーム等を合わせると退所児童の半数以上の479人が児童施設から「地域」に生活の場を移していることがわかる。児童施設が退所時の児童の状況を把握した上で，関係機関と連携しながら，「地域移行」に積極的に取り組んでいることがうかがえ，また，その背景に自閉症スペクトラム障害なども含め，中軽度児童の増加も挙げることができよう。

退所児童の日中活動の場〔表33〕で見ると，生活介護の利用が323人（37.1％）と３分の１超を占めるが，自立訓練から一般就労までの就労系の活動の場が267人（30.7％）を占め，生活の場の状況と整合性のある結果となっている。

また，保育所，幼稚園，学校と回答した児童の中には，本人の成長や落ち着き，出身家庭の安定などに合わせて，柔軟な家庭復帰の取り組みが行われていることも推察される。

フォローアップの状況には，前回調査と数的に大きな変化は見られなかったが，一人の子どもの人生を支えると言う意味では大変重要なポイントであることは間違いなく，今後も一層充実していく必要があるが，一方で人的な負担も大きいと思われ人材配置など制度的対応も今後必要になってくることが考えられよう。

表32　25年度退所児童の進路（生活の場）

		人数	%
家庭	措置	116	30.2
	契約	141	29.0
他の障害児施設	措置	32	8.3
	契約	30	6.2
他の児童福祉施設	措置	10	2.6
	契約	2	0.4
障害者支援施設	措置	72	18.8
	契約	172	35.4
グループホーム	措置	106	27.6
	契約	87	17.9
宿泊型自立訓練	措置	18	4.7
	契約	11	2.3
企業の寮等	措置	3	0.8
	契約	0	0
アパート等単身生活	措置	3	0.8
	契約	3	0.6
病院	措置	5	1.3
	契約	6	1.4
その他	措置	13	3.4
	契約	17	3.5
不明	措置	6	1.6
	契約	17	3.5
計	措置	384	100
	契約	486	100

表33　25年度退所児童の進路（日中活動の場）

		人数	%
保育所・幼稚園	措置	4	30.2
	契約	0	29.0
学校	措置	109	8.3
	契約	61	6.2
療養介護	措置	4	2.6
	契約	12	0.4
生活介護	措置	87	18.8
	契約	236	35.4
自立訓練・就労移行	措置	26	27.6
	契約	23	17.9
就労継続B	措置	40	4.7
	契約	62	2.3
就労継続A	措置	13	0.8
	契約	10	0
一般就労	措置	54	0.8
	契約	39	0.6
その他	措置	32	3.4
	契約	29	3.5
不明	措置	15	1.6
	契約	14	3.5
計	措置	384	100
	契約	486	100

表34　25年度退所者のフォローアップ

	施設数	%
実施した	90	53.9
実施していない	62	37.1
無回答	15	9.0
計	167	100

【実施した人数】

	人数	%
フォローアップ実施	346	39.8
フォローアップ実施回数	582	―
退所者	870	100

7．家庭の状況

⑴　家庭の状況

家庭の状況〔表35〕は，両親世帯が2,355人（42.8％）と前回調査より2.3ポイントと増加し，母子世帯の構成比率が33.5％で0.7ポイント増加，父子世帯の構成比率は13.3％と0.1ポイント増加と前回調査と大きな変化はなかった。「兄弟」「親戚（含む祖父母）」が202人（3.7％）と前回調査時点より実人数，割合ともには減少している。

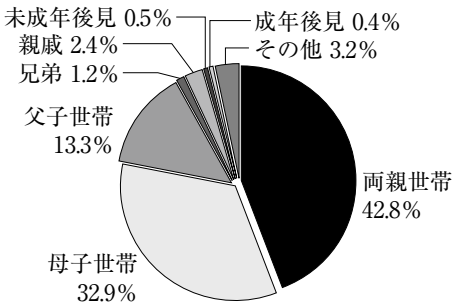

世帯の状況

世帯別の措置率をみると母子世帯56.2％，父子世帯44.0％，両親世帯36.1％と，一人親世帯に措置が多くなっているのは，今回も同様であり，両親世帯であっても前回調査に比べ0.7ポイント増加している。親戚や祖父母等は契約の法的根拠がどうなっているのか定かではないが，契約が多くみられていることにも注目したい。また，兄弟・姉妹で入所しているのが210世帯，592人で51世帯120人増加している。貧困も含めた家庭内の課題が見て取れる。

このような状況は，家庭での養育困難，養育・扶養力の低下等が背景にあると思われ，親がいない場合などは，本来社会的養護の枠組みで対応することが望まれる。児童福祉法改正での利用契約による施設利用が難しいケースに関して，公的責任で対応する必要性が高いことが示されている。

なお，法定代理人等をみると，未成年後見26人で３人の増，また成年後見23人で15人の増となっている。

表35　家庭の状況

			%
両親世帯	人数	2,355	42.8
	うち措置	850	—
母子世帯	人数	1,846	33.5
	うち措置	1,037	—
父子世帯	人数	732	13.3
	うち措置	322	—
兄弟	人数	68	1.2
	うち措置	25	—
親戚	人数	134	2.4
	うち措置	75	—
未成年後見	人数	26	0.5
	うち措置	19	—
成年後見	人数	23	0.4
	うち措置	0	—
その他	人数	178	3.2
	うち措置	124	—
兄弟姉妹で入所	世帯	210	—
	うち措置	133	—
	人数	592	10.8
	うち措置	386	—
在籍児童の総数	人数	5,506	100

⑵　帰省・面会の状況

先に述べた家庭の状況〔表35〕を背景に帰省の状況〔表36〕をみると，帰省が全く無く家族交流がない児童は1,998人（36.3％）と前回調査より3.1ポイント増加している。

週末帰省は19.3％とやや増加し，月１回程度も14.5％で，66.1％が年に数回か，まったく帰省できない状況にあるのは前回と同じで，家庭の雰囲気を知らないまま育つ子どもが多いことを示している。

帰省できない理由〔表37〕は，「親がいない」が154人，「家庭の状況（虐待等の事情）から帰せない」は1,167人，「本人の事情で帰らない」241人と合わせると，家はありながらも何らかの理由で帰省ができない児童の比率は高く，特に家庭の事情で帰らせることができない児童は前回調査より100人以上増加し，ここ数年同様の傾向である。

措置・契約別でみると措置の家庭が帰省・面会が少ないのは，措置の要件を考えると子どもの障害の状況もさることながら，保護者の養育能力や養育姿勢とともに貧困もあるのかもしれない。また契約での児童についても15.0％が帰省できていないが，家庭・子どもどちらにその要因があるのか定かではないが，ここにも貧困が影を落としているように思う。いずれにしても子どもの最善の利益が図られるような制度運用を期待したい。

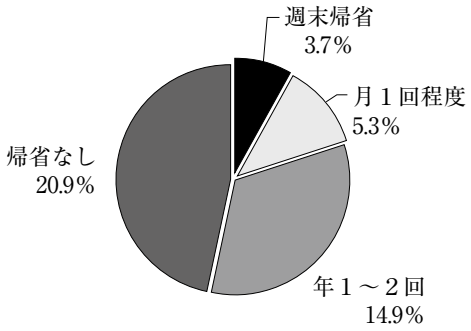

措置児童

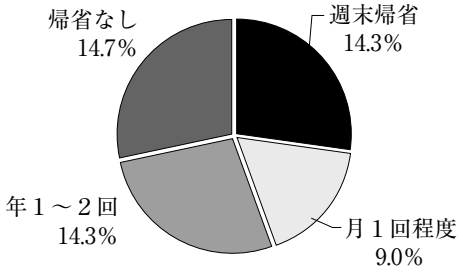

契約児童

面会等の状況〔表38〕は月１～２回が22.1％と最も多く，前年と比較して同じ割合で，その他についても大きな変化はない。

被虐待等で面会が制限されている児童が171人と前年比８人増加している。家族の訪問なしは，966人（17.2％）で約１ポイント強増加している。この傾向はここ数年の傾向として続いており，継続して家庭基盤そのものが脆弱化し，崩壊して入所に至る児童の多いことがここにも表れている。親や家族との関係改善が今後の課題になってくると思われる。

表36　帰省の状況

		人数	%
週末帰省	措置	260	4.7
	契約	800	14.5
月１回程度	措置	297	5.4
	契約	500	9.1
年１～２回	措置	836	15.2
	契約	805	14.6
帰省なし	措置	1,172	21.3
	契約	826	15.0
在籍児童の総数	人数	5,506	100

※％は在籍数による。不明数は未記入。

表37　帰省できない理由　（重複計上）

			%
親がいない	人数	154	7.7
	事業所数	81	－
地理的条件	人数	24	1.2
	事業所数	18	－
本人の事情で帰らない	人数	241	12.1
	事業所数	66	－
家庭状況から帰せない	人数	1,167	58.4
	事業所数	132	－
その他	人数	109	5.5
	事業所数	19	―

表38　面会等の状況

	人数	%
家族の訪問なし	966	17.2
月１～２回来園	1,243	22.2
学期に１回来園	1,065	19.0
年に１～２回来園	952	17.0
職員引率で家庭に	65	1.2
面会の制限が必要	171	3.1
無回答	1,143	20.4
計	5,506	100

８．就学の状況

⑴　就学の状況

就学形態〔表39〕では，特別支援学校（小・中・高）への通学が2,956人と最も多く，前々回も366人と大幅な増加であったが，今回調査でも前回と比べ約400人増加している。小・中学校の特別支援学級は430人で前回調査より55人増加している。

児童施設としての継続が念頭にある施設は，過年齢児の送り出しとともに学齢期の児童の受け入れを積極的に行っていることと合わせて，一人ひとりの児童の教育ニーズに丁寧に寄り添い，教育支援に取り組んでいることがうかがえる。

訪問教育６施設26人，施設内分校・分教室は９施設204人。また，小中学校の普通学級は７施設11人，特別高等支援学校102人，普通高校が７人通学しており，入所児童の状況の多様化に伴い，通学校やその手段も広がってきている。

就学前の対応は，園内訓練49施設118人，幼稚園への通園は12施設32人，保育所への通所は５施設27人，通園施設等の療育機関利用は５施設15人と，ここでも入所児童の状況に合わせ，社会資源の活用が行われていることがわかる。

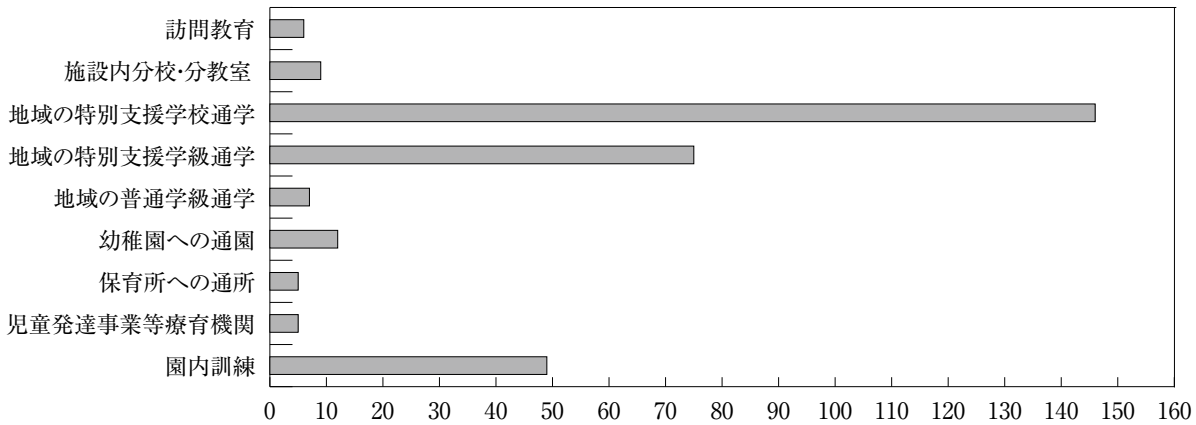

就学形態別の状況（施設数）

表39　就学形態別の就学状況

就学形態			計	%
就学前児童	幼稚園への通園	人数	32	0.8
		施設数	12	7.2
	保育所に通所	人数	27	0.7
		施設数	5	3.0
	児童発達支援事業等療育機関	人数	15	0.4
		施設数	5	3.0
	園内訓練	人数	118	2.9
		施設数	49	29.3
	その他	人数	27	0.7
		施設数	5	3.0
義務教育年齢児童	訪問教育	人数	26	0.6
		施設数	6	3.6
	施設内分校・分教室	人数	204	5.1
		施設数	9	5.4
	特別支援学校小・中学部	人数	1,510	37.6
		施設数	146	87.4
	小中学校の特別支援学級	人数	430	10.7
		施設数	75	44.9
	小中学校の普通学級	人数	11	0.3
		施設数	7	4.2
義務教育修了児童	訪問教育	人数	4	0.1
		施設数	1	0.6
	施設内分校・分教室	人数	38	0.9
		施設数	5	3.0
	特別支援学校高等部	人数	1,446	36.0
		施設数	142	85.0
	高等特別支援学校	人数	102	2.5
		施設数	25	15.0
	特別支援学校専攻科	人数	22	0.5
		施設数	4	2.4
	一般高校	人数	7	0.2
		施設数	5	3.0
通園・通学児童数		人数	4,019	100
施設実数		施設数	167	−

通学する学校の状況〔表40〕は，小学校68施設で75校，中学校58施設で67校，特別支援学校158施設232校，普通高校５施設で５校である。

通学する学校の数〔表41〕は，もっとも多い「１校のみ」が70施設（41.9％）と前回調査より若干減少し，一方「０校」が９施設と４施設減少しているのは児者転換等の方向性が明確になっているためと捉えることができよう。前回調査で施設数が減ったが「５校以上」が15施設（9.0％）と増加し，児童の状況に合わせた多様な通学先の選択と丁寧な就学支援に取り組んでいることがうかがえる。

表40　通学する学校の状況

			%
小学校	学校数	75	19.8
	施設数	68	40.7
中学校	学校数	67	17.7
	施設数	58	34.7
特別支援学校	学校数	232	61.2
	施設数	158	94.6
普通高校	学校数	5	1.3
	施設数	5	3.0
学校数		379	100
施設実数		167	100

表41　通学する学校の数

通学校の数	施設数	%
0校	9	5.4
1校	70	41.9
2校	26	15.6
3校	36	21.6
4校	11	6.6
5校以上	15	9.0
計	167	100

就学児童数〔表42〕は3,738人で，在籍児数に占める就学率は66.7％で，前回調査とほぼ同じであった。

学年別では，小学生949人（25.4％），中学生1,165人(31.2％)，高等部1,624人(43.5％)，となっており，前回調査と比べると小中高ともに実人数は減少している。

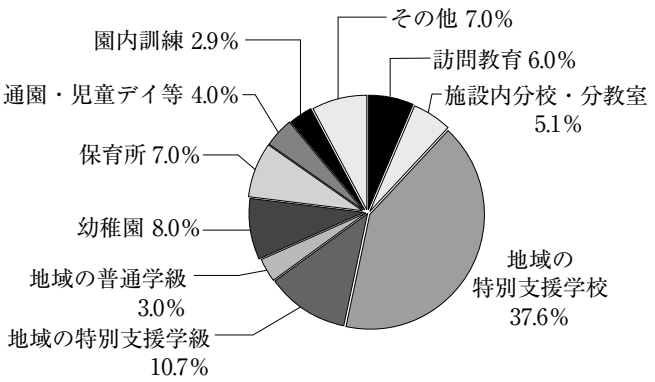

形態別の就学児童数

表42　学年別就学数

	人数	就学率	小学						中学			高校		
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3
児童数	3,738	66.7	99	117	135	156	209	233	348	383	434	503	520	601

（％は在籍数による）

９．障害程度の状況

⑴　障害程度の状況

障害の程度別の状況〔表43〕は，最重度1,432人（26.0％），重度1,518人（27.6％）で，最重・重度児の割合は53.6％。一方，中軽度は2,298人（41.7％）。

年齢構成で比較すると，18歳未満までは中軽度が57.0％を占める。しかしながら，18歳以上は最重度が51.6％，重度33.4％と，重度者85.1％と大部分を占めている。不明（258人）は障害程度がはっきりしないが療育手帳なしで入所している児童が含まれていると考えられる。

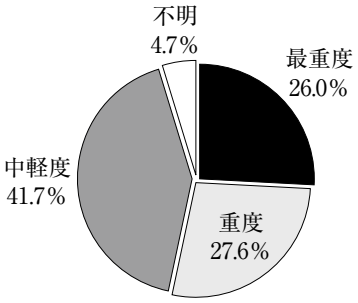

障害程度の状況

表43　程度別の状況

	計	%	最重度	重度	中軽度	不明
計	5,506	—	1,432	1,518	2,298	258
%	100		26.0	27.6	41.7	4.7
３才未満	6	0.1	1	1	4	
３～６才未満	124	2.2	11	32	81	
６～12才未満	869	15.5	118	263	488	
12～15才未満	1,086	19.4	176	275	635	
15～18才未満	1,524	27.2	280	399	845	
18才以上	1,639	29.2	846	548	245	

⑵　重度認定の状況

表44　重度認定数

	施設数	人数
26年度国重度加算数（措置）	118	715
認定率	—	12.7
26年度国重度加算数（契約）	132	1,732
認定率	—	30.9

表45　強度行動障害認定数

	施設数	人数
26年度国重度加算数（措置）	12	17
認定率	—	0.3
26年度国重度加算数（契約）	8	13
認定率	—	0.2

10. 重複障害の状況

重複障害の状況については前年との比較では変化が少ないため，約10年前（平成17年度）のデータと比較した。回答施設数の差はあるものの三障害が一元化された現在の方が重複度合も増えるように考えられるが，てんかん，自閉症（傾向）を除いて減少している。平成23年度から〔表47〕発達障害の診断，PDD，アスペルガー症候群，ADHD，LDについての項目が加えられ調査が強化された。

しかし，〔表46〕その他の精神障害（291人）〔表47〕とその他（45人）の中に反応性愛着障害等が含まれているのか不明な点が在り，今後実態を更に調査する必要性が求められる。

表46　重複障害の状況

		施設数	人数	%
てんかん		154	1,200	21.4
自閉症（傾向）		143	1,511	26.9
その他の精神障害		86	291	5.2
視覚障害		47	93	1.7
聴覚障害		46	61	1.1
肢体不自由	上肢	54	117	7.9
	下肢	80	176	
	体幹	50	93	
	運動機能	32	59	
内部疾患	心臓	54	88	4.4
	腎臓	9	10	
	喘息	41	78	
	糖尿	13	13	
	その他	28	59	

（複数回答・%は在籍数による）

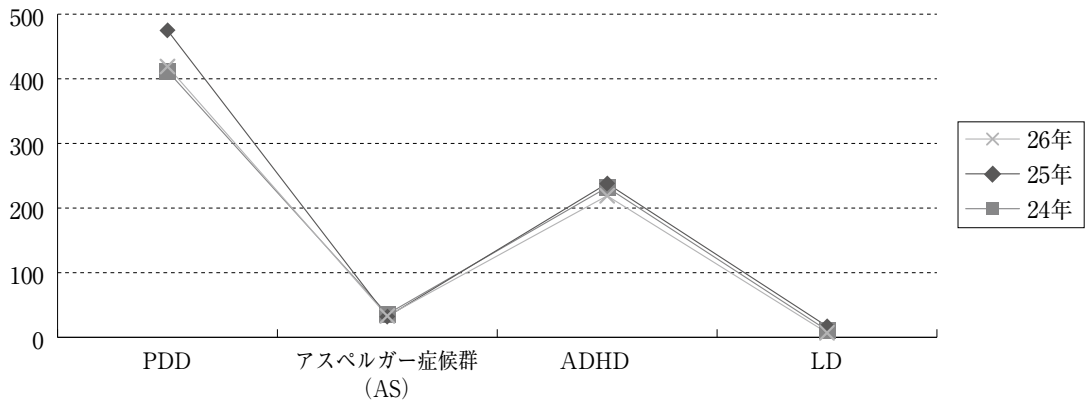

表47　発達障害等の診断状況

	施設数	人数	%
PDD	71	419	7.5
アスペルガー症候群（AS）	24	33	0.6
ADHD	90	219	3.9
LD	7	7	0.1
その他	13	45	0.8

（%は在籍数による）

表48　身体障害者手帳の所持状況

			施設数	%
所　持		施設数	120	71.9
		人数	597	10.6
内訳	1級	施設数	63	37.7
		人数	309	5.5
	2級	施設数	68	40.7
		人数	136	2.4
	3級以上	施設数	77	46.1
		人数	152	2.7
施設実数			167	100
実人数			5,506	100

表49　重度重複加算の状況

	施設数	人数	%
25年10月1日認定数（措置）	24	96	3.8
25年10月1日認定数（契約）	35	60	1.0
26年10月1日認定数（措置）	18	50	2.0
26年10月1日認定数（契約）	33	79	2.6

（%はそれぞれの在籍数による）

11. 行動上の困難さの状況

行動上の困難さの状況〔表50〕を頻度別（重複計上）に調べ，人数は延べ数とした。その結果，月１回の頻度で多い行動は「他傷，他害」490人（8.9％），「強いこだわり」380人（6.9％），「器物破損等激しい破壊行為」310人（5.6％），であった。

週１回の頻度では，「強いこだわり」1,377人（25.0％），「奇声」805人（14.6％），「他傷，他害」762人（13.8％）という結果となった。

昭和50年代に顕著になった行動障害のある児童に対し，国の施策としてモデル事業的な「強度行動障害者特別処遇事業（平成４年）」が始まり，その後，強度行動障害特別処遇加算費という一般施策へ推移した。福祉型障害児入所施設として，今も行動障害に関連した入所ニーズが高い。

しかし，このアセスメント項目は強度行動障害（から派生した量的，支援に要する時間的な可視化指標）を応用して作られたため，反応性愛着障害等の情緒反応から行動化を起こしている困難性が混在したり，見落とされる懸念があり，今後は，これらも反映されるようなアセスメントの構築が望まれる。

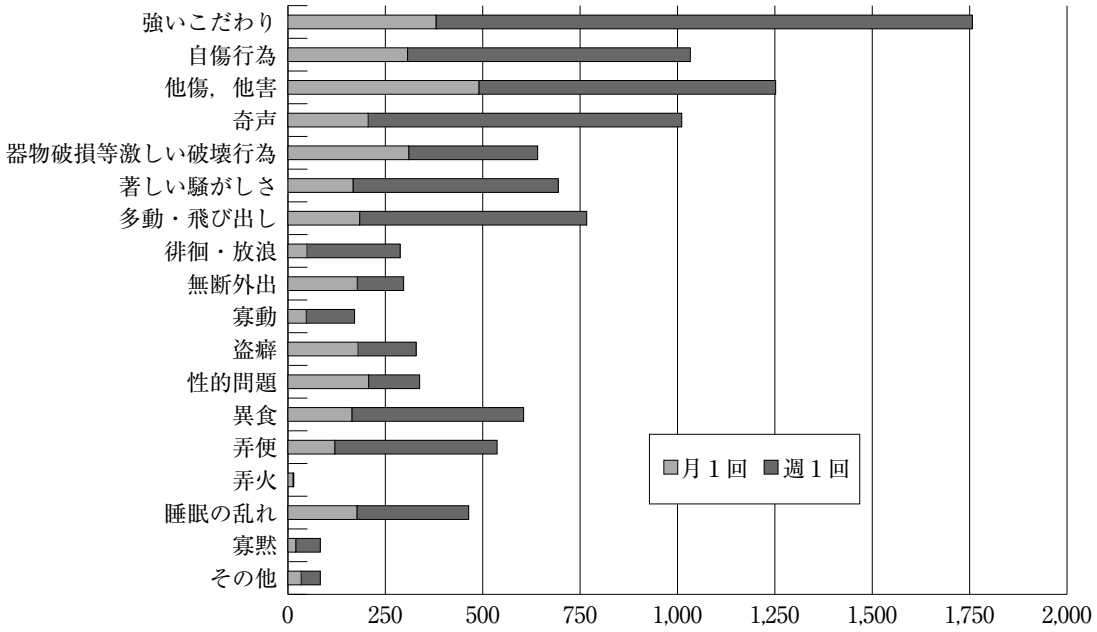

表50　行動上の困難さの状況　（重複計上）

	頻度	施設数	人数	%
強いこだわり	月１回	75	380	6.9
	週１回	148	1,377	25.0
自傷行為	月１回	100	307	5.6
	週１回	141	726	13.2
他傷，他害	月１回	113	490	8.9
	週１回	136	762	13.8
奇声	月１回	63	206	3.7
	週１回	142	805	14.6
無断外出	月１回	73	178	3.2
	週１回	36	119	2.2
器物破損等激しい破壊行為	月１回	109	310	5.6
	週１回	96	331	6.0
著しい騒がしさ	月１回	54	167	3.0
	週１回	104	527	9.6
多動・飛び出し	月１回	71	184	3.3
	週１回	121	583	10.6
寡動	月１回	31	47	0.9
	週１回	66	124	2.3
徘徊・放浪	月１回	24	49	0.9
	週１回	69	239	4.3
盗癖	月１回	77	180	3.3
	週１回	66	149	2.7
性的問題	月１回	77	207	3.8
	週１回	44	131	2.4
異食	月１回	63	164	3.0
	週１回	117	441	8.0
弄便	月１回	57	120	2.2
	週１回	116	417	7.6
弄火	月１回	10	13	0.2
	週１回	2	2	0.0
睡眠の乱れ	月１回	67	177	3.2
	週１回	98	287	5.2
寡黙	月１回	14	20	0.4
	週１回	33	63	1.1
その他	月１回	7	34	0.6
	週１回	12	49	0.9
在籍児童の総数		—	5,506	—

12. 医療対応の状況

医療対応の状況は，診療科目の受診，服薬の状況も昨年より微減している。前年比からの（医療対応）の分析はコメントし難い。約10年前（平成17年度）のデータと比較すると抗てんかん薬の服用は同水準だが抗精神抗不安薬の服用が増加している。〔表51〕受診科目の通院の状況からは１人平均13.2回。概ね12～14回の範囲で大きな差はない。

根本的な問題として，児童期は身体的に発育途上で変調を起こしやすく，免疫力も低く医療対応が多くなることがある。大都市部と地方部，医療施設の社会資源がどんな範囲（距離的）にあるかなど環境要因や，通院に係る人的（複数職員対応等），時間的（移動距離，待合に係る時間等）な負担が大きく潜んでいる。福祉型障害児入所施設での通院を分類すると，何らかの不調があって診察を受ける「一般診療」，重複障害の状況にある「内部疾患（のため定期的な）診療」，児童精神科等の「精神保健上の診察」の３つに分けられる。平成17年の実態調査では通院の形態として職員の付き添いが約９割を占めている。医療型障害児入所施設と福祉型障害児入所施設に分けられたが，通院という視点からみた時，福祉型障害児入所施設の負担が大きい。学校から（学校保健法により）施設に迎えの要請が入り，時間的にもそのまま医療機関に円滑に移送することも難しい。看護師，嘱託医制度があるものの賄いきれず，通院に費やす業務量は多い。身体症状を適切に伝えるには，職員の付き添いは欠かせないが，乳児院や児童養護施設での通院回数と比較検討の上，職員配置への改善を訴えていくことも視野に入れることが望まれる。

⑴ 診療科目の受診・服薬の状況

表51　受診科目別の通院の状況（25年度実績）

	施設数	実人数	在籍比	延べ回数	１施設平均	１人平均
精神科・脳神経外科	152	3,629	64.7	19,740	129.9	5.4
小児科・内科	153	4,754	84.8	21,002	137.3	4.4
外科・整形外科	147	1,426	25.4	3,983	27.1	2.8
耳鼻咽喉科	148	1,776	31.7	5,755	38.9	3.2
歯科	155	3,413	60.9	11,478	74.1	3.4
皮膚科	145	2,174	38.8	7,372	50.8	3.4
眼科	139	1,288	23.0	2,739	19.7	2.1
その他	113	708	12.6	1,954	17.3	2.8
計				74,023	443.3	13.4

（26年度　167施設　5,506人）

⑵　服薬の内容

表52　服薬の状況

	施設数	人数	%
抗てんかん薬	156	1,458	26.5
抗精神薬・抗不安薬	156	1,774	32.2
睡眠薬	118	524	9.5
心臓疾患	26	64	1.2
腎臓疾患	12	39	0.7
糖尿病	13	13	0.2
喘息	69	113	2.1
貧血	27	46	0.8
その他	65	392	7.1

（%は在籍数による）

⑶　入院の状況

表53　25年度入院の状況

入院あり		%
施設数	101	60.5
人数	256	4.7
日数	8,390	
うち付添日数	550	

（%はそれぞれ施設数比，在籍数比）

⑷　契約制度の影響

表54　保険証の資格停止・無保険（契約児）

		%
施設数	9	5.4
25年度人数	22	0.3
26年10月１日人数	20	0.7

（%はそれぞれ施設数比，在籍数比）

表55　経済的負担を理由とした通院見合わせ　（平成25年度～ 26年10月１日まで）

		%
ある人数	9	0.2
延べ回数	15	－

（%は在籍数による）

表56　医療費の支払いの滞納　（平成26年９月末日）

		%
ある人数	33	0.6
延べ金額（円）	790,884	－

（%は在籍数による）

Ⅲ　施設の設備・環境と暮らしの状況

１．施設建物の形態

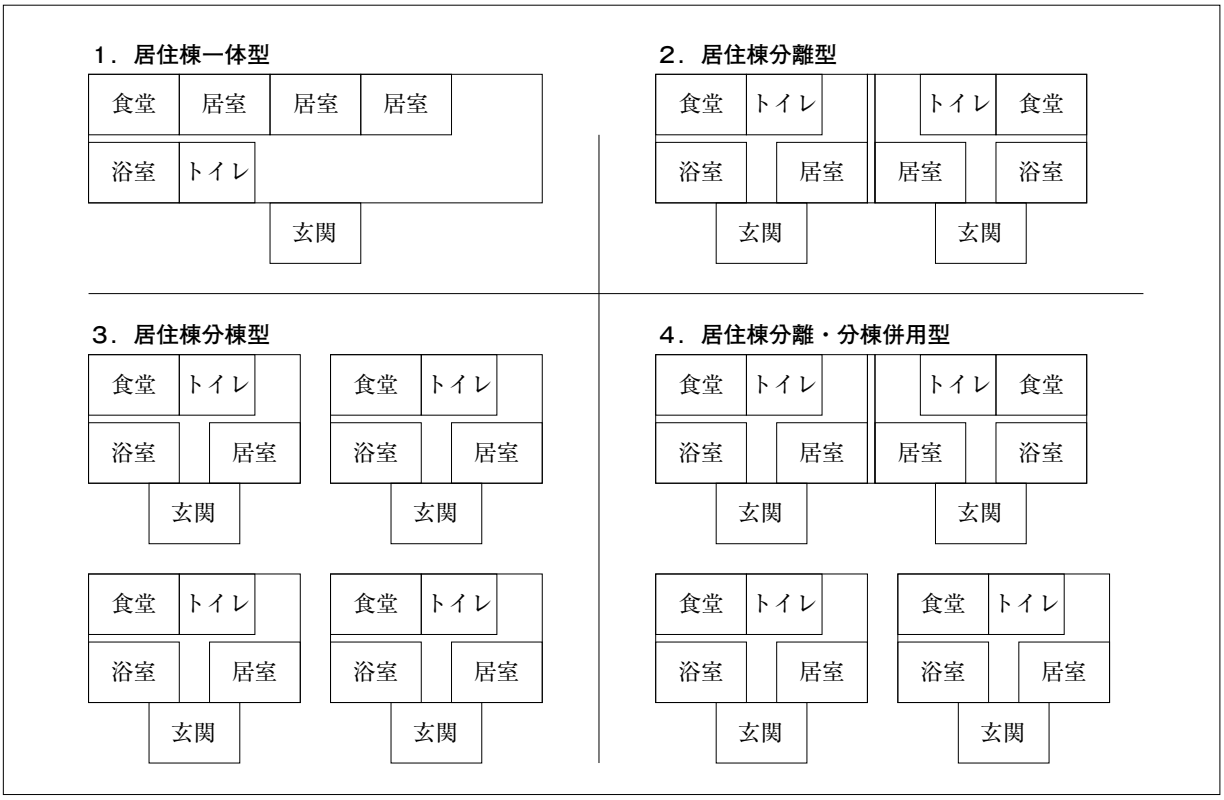

形態分類

1．居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）
2．居住棟分離型（構造上は一体型であるが，出入口や仕切り等を設け，生活単位を分けて使用している構造）
3．居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
4．住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記２，３を合わせて設けている構造）
5．敷地外に生活の場を設けている

施設の形態〔表57〕は，生活環境の質の高さを検討するために，上記のように形態を５つに分類し，調査したものである。居住棟一体型が89施設（53.3％）と最も多いが，前回調査より分離型が48施設から53施設（31.7％）に，分棟型は５施設から６施設（3.6％）に，分離・分棟併用型は７施設から９施設（5.4％）へと増加している。敷地外に生活の場を設けているのは０施設となっている。

児童の生活の場は小規模であることが適切と考えられるため，今後さらに生活環境の整備が進むことが望まれる。

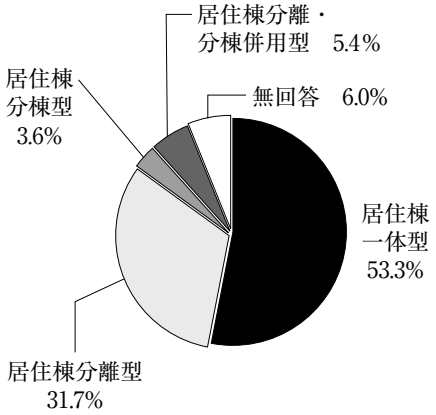

表57　施設の形態

	施設数	%
居住棟一体型	89	53.3
居住棟分離型	53	31.7
居住棟分棟型	6	3.6
居住棟分離・分棟併用型	9	5.4
敷地外に生活の場を設けている	0	0
無回答	10	6.0
計	167	100

２．居住スペースと生活支援スタッフの構成

生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に，衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり，環境・構造的にも独立した形態をもつ単位。

⑴　生活単位の設置数

生活単位の設置数〔表58〕について，規模別施設数で最も多かったのは，16人以上が71施設・126単位，11～15人が52施設・105単位，５人以下が20施設・64単位，６～10人が46施設・129単位で，特に，６～10人の小規模な生活単位が前回調査より増加傾向にある。また５人以下の生活単位は１施設平均3.2単位，６人～10人が2.8単位となっている。

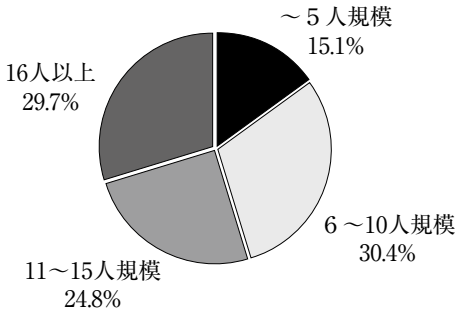

生活単位規模別の状況

平成24年度に新設された小規模グループケア加算を受けている施設は18施設　(10.8％)〔表82〕で，加算受給施設は14施設から18施設に増加している。生活単位の小規模化と小規模グループケアを実施する施設が増加傾向にある。

表58　生活単位の設置数　（複数回答）

	～５人規模	６～10人規模	11～15人規模	16人以上	計
計	64	129	105	126	424
%	15.1	30.4	24.8	29.7	100
公立	19	23	33	47	122
民立	45	106	72	79	302
施設数	20	46	52	71	189
施設平均	3.2	2.8	2.0	1.8	2.2

⑵　専任スタッフ数

前項の生活単位における専任スタッフ数〔表59〕は，424単位に対して2,141人配置され，１単位平均5.1人となっている。

専任スタッフ数は，定員6,590人に対して3,246人のスタッフ（直接処遇職員）〔表77〕で対応していることになり，児童2.0人に１人の職員配置と，前年度と同様であるが，詳細についてはⅤ章で触れたい。

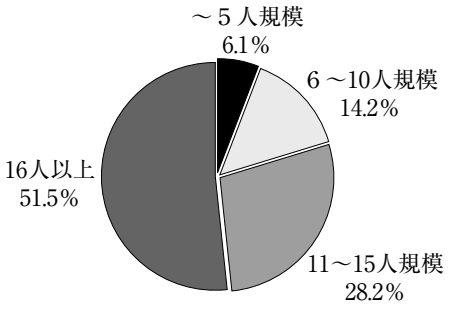

規模別の専任職員の状況

表59　専任スタッフ数

	～５人規模	６～10人規模	11～15人規模	16人以上	計
計（人）	130	304	604	1,103	2,141
単位平均（人）	2.0	2.4	5.8	8.8	7.2
公立	62	78	315	443	898
民立	68	226	289	660	1,243
施設数	21	43	46	63	167
平均（人）	6.2	7.1	13.1	17.5	12.8

３．居室の状況

居室の状況〔表60〕は，総居室数3,442室で，その内，個室は122施設（73.1％）で1,481室（43.0％），２人部屋が136施設（81.4％）で1,171室（34.0％）を設置している。前回調査では個室が117施設1,242室40.1％，今回は43.0％と増加しており，個室化が徐々に進んでいることがうかがえるが，更なる進捗が望まれる。

全体的に見て居室の少人数化は進んでいるが，依然として４人部屋が429室12.5％，５人部屋以上の居室が78室2.3％あり，最低基準改定により居室面積が広くなったが，すべての施設が基準を満たすのにはまだ時間を要する。

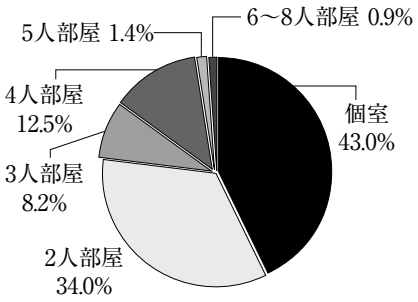

居室規模の状況

表60　居室の状況

		個室	２人部屋	３人部屋	４人部屋	５人部屋	６～８人	９～10人	11人以上	計
全体	公立	459	467	93	130	9	0	0	0	1,158
	民立	1,022	704	190	299	39	30	0	0	2,284
	計	1,481	1,171	283	429	48	30	0	0	3,442
	%	43.0	34.0	8.2	12.5	1.4	0.9	0	0	100
	施設数	122	136	67	72	16	10	0	0	167
	%	73.1	81.4	40.1	43.1	9.6	6.0	0	0	100

部屋規模別の利用状況〔表61〕から，居室の規模に応じた児童数を推計すると，２人部屋で2,342人（42.5％）が暮らしている。次いで４人部屋が1,716人（31.2％），１人部屋（個室）が1,481人（26.9％），３人部屋が849人（15.4％）となっており，個室，２人部屋とも前回調査より増加しており，居室の少人数化が進み，個室で生活する児童も年々増加している。

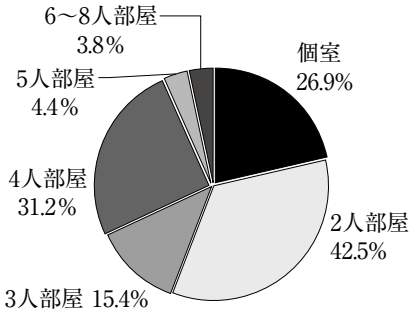

居室規模別の児童数

個室や２人部屋の整備は，個々の発達的要求を満たした居室規模で生活することができ，児童の特性に対応し，社会性を育成するためにも重要である。

また，生活の機能や要素を各ユニットに完備した，いわゆる小規模グループケア等についても，すでに先駆的に取り組んでいる施設の事例を参考に今後も積極的に取り入れ，小規模な家庭的規模の生活や児童本来の暮らし方を保障していかなければならない。

なお，児童福祉法の改正により，居室面積は3.3㎡から4.95㎡に変更されているが，新基準を満たすためには，今後は定員を減らすか，または増改築をしなければならないが，いずれにしても関係機関との調整が必要であり，また，多額の費用がかかるため，すべての施設が基準を満たすことはすぐにはできないという状況に変わりはない。

表61　部屋規模別の利用状況

	施設数	%	部屋数	%	利用人数(推計)	%（在籍数比）
個室	122	73.1	1,481	43.0	1,481	26.9
２人部屋	136	81.4	1,171	34.0	2,342	42.5
３人部屋	67	40.1	283	8.2	849	15.4
４人部屋	72	43.1	429	12.5	1,716	31.2
５人部屋	16	9.6	48	1.4	240	4.4
６～８人部屋	10	6.0	30	0.9	210	3.8
９～10人部屋	0	0	0	0	0	0
11人以上部屋	0	0	0	0	0	0
計	167	100	3,442	100	5,506	－

※施設数計は施設実数，利用人数（推計）計は実児童数

４.「自活訓練事業」の取り組み状況

施設機能強化推進事業の特別事業として制度化され継続している自活訓練事業(及び準じた取り組み)の実施〔表62〕は，24施設（14.4％）で取り組まれており，設置主体別では公立が５施設（9.8％），民立が19施設（16.4％）となっている。公立は前回の７施設から５施設に減り，民立は徐々に増えつつあり15施設から19施設となっている。

自活訓練事業を今後検討するとしている施設は，公立は８施設から６施設に減少し，民立は前回の23施設から33施設に増加している。児童施設で本事業の定着を図るためには，早急な条件整備の取り組みが必要とされている。

表62　自活訓練事業の実施

		計	%
実施施設数		24	14.4
公立	実施している	5	9.8
	加算（措置）人	5	－
	加算（契約）人	14	－
	対象外独自加算	6	－
	今後検討する	6	11.8
	不明・無回答	40	78.4
	計	51	100
民立	実施している	19	16.4
	加算（措置）人	15	－
	加算（契約）人	8	－
	対象外独自加算	16	－
	今後検討する	33	28.4
	不明・無回答	61	55.2
	計	116	100

Ⅳ　地域生活・在宅サービスの状況

1．障害児等療育支援事業及び障害児相談支援事業等の実施状況

⑴　障害児等療育支援事業の実施状況

障害児等療育支援事業を実施している施設〔表63〕は28施設，法人内の他施設が実施しているが21施設，合わせて49施設（29.3％）となり，前々年調査（63施設・35.6％），前年調査（56施設・32.4％）と実施する施設は年々少なくなっている。

事業内容〔表64〕では，訪問療育等指導事業（前年より605件増），施設支援事業（前年より710件増，特に学校と作業所への支援が伸びている。）が増加しており，外来療育等相談事業は大幅に減少（前年7,135件）している。

表63　障害児等療育支援事業（都道府県の地域生活支援事業とした事業等）の実施数

	施設数	%
実施している	28	16.8
法人内の他施設が実施している	21	12.6
実施していない	118	70.7
計	167	100

表64　実施件数

		件数
①　訪問療育等指導事業		6,123
②　外来療育等相談事業		3,886
③　施設支援事業		2,018
	保育所	640
	学　校	521
	作業所	250
	その他	607

⑵　障害児相談支援事業等の実施状況

障害児相談支援事業〔表65〕については，事業指定を受けて実施している施設が59施設（35.3％）で前年度（43施設・24.9％）より増加している。また，障害者総合支援法における相談事業〔表65－２〕の指定特定相談事業を実施している施設も39施設（23.4％）と前年（25施設･14.5％）より増加している。指定一般相談事業は２施設（前年７施設）と減少しているが，両方を実施している施設が増えて19施設（前年12施設）となっており，障害児入所施設での相談支援事業の実施状況は全体的に増加している。

表65　障害児相談支援事業

	施設数	%
実施している	59	35.3
実施していない	99	59.3
無回答	9	5.4
計	167	100

表65－２　障害者総合支援法の相談支援事業

	施設数	%
指定特定相談事業を実施	39	23.4
指定一般相談事業を実施	2	1.2
両方実施している	19	11.4
実施していない	90	53.9
無回答	17	10.2
計	167	100

２．短期入所事業の実施状況

⑴　障害児短期入所事業の実施状況

短期入所事業の定員，居室数は昨年度に比べ減少しているが，事業の実施率は昨年度までとほぼ同じであるため，障害児入所施設の数の減少によるものと思われる。主たる利用者も障害児と知的障害者で大半を占めており，昨年度までと大きな変化は見られない。

表66　児童短期入所事業の実施

	施設数	%
事業所指定を受けている	154	92.2
指定を受けていない	12	7.2
無回答	1	0.6
計	167	100

表66－２　短期入所事業定員・居室数

		計
空床型	施設数	55
空床型＋併設型	施設数	22
併設型専用居室	施設数	69
	定員	345
単独事業所	施設数	3
	定員	18

表66－３　短期入所事業実施の場合の主たる対象者　※％は実施施設数比

	施設数	%
障害児	80	51.9
知的障害者	62	40.3
身体障害者	0	0
精神障害者	0	0
無回答	12	7.8
実施施設数	154	100

⑵　利用状況　― 平成24年度および25年度の利用状況

短期入所（宿泊）の利用は，人数，日数，契約者数とも年々増加しており，今後もこの傾向は続くと予想され，地域支援として入所施設の重要な役割となっている。

表67　短期入所の利用実績状況

	24年度	25年度	前年比
施設数	102	115	13
実人員（人）	5,931	6,284	353
延べ件数（件）	20,370	22,719	2,349
延べ日数（日）	65,749	66,959	1,210
利用契約人数	3,637	5,014	1,377

３．日中一時支援事業の実施状況

⑴　日中一時支援事業の状況

市町村の地域生活支援事業である日中一時支援事業を実施している施設は前年の145か所から134か所とやや減少している。要因として，入所施設自体の数の減少と共に，増加している放課後等デイサービス事業所に利用者が移行していることが考えられる。

表68　日中一時支援事業の状況

	施設数	%
実施している	134	80.2
実施の市町村数	532	―
実施していない	26	15.6
無回答	7	4.2
計	167	100

⑵　日中一時支援事業の利用状況

全体的に日中利用は減少傾向にあるが，特に４時間未満の利用が減り，８時間以上の長時間の利用は微増している。

表69　日中利用及び日中一時支援事業の実績

	４Ｈ未満		４～８時間		８Ｈ以上	
	実人数	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
24年４月～25年３月	7,730	60,821	6,027	33,888	2,507	13,709
25年４月～26年３月	4,691	54,277	5,524	34,629	2,687	14,242

４．児童発達支援事業・放課後等デイサービスの実施状況

児童発達支援事業･放課後等デイサービスを実施する施設は25年度に比べ５施設少なくなっているが，回答施設数が173から167に減っているためであると考えられる。

表70　児童発達支援事業の実施状況

		計	%
１．実施している（施設数）		27	16.2
	定員	292	
	契約人数	253	
２．実施していない		133	79.6
無回答		7	4.2
計		167	100
公立	１．実施している	6	11.8
	２．実施していない	43	84.3
	無回答	2	3.9
	計	51	100
民立	１．実施している	21	18.1
	２．実施していない	90	77.6
	無回答	5	4.3
	計	116	100

表71　放課後等デイサービスの実施状況

		計	%
1．実施している（施設数）		39	23.4
	定員	378	
	契約人数	998	
2．実施していない		122	73.1
無回答		6	3.6
計		167	100
公立	1．実施している	7	13.7
	2．実施していない	42	82.4
	無回答	2	3.9
	計	51	100
民立	1．実施している	32	27.6
	2．実施していない	80	69.0
	無回答	4	3.4
	計	116	100

5．居宅介護事業（ホームヘルプ）の実施状況

居宅介護事業については，25年度は実施施設が半減したが，26年度は実施施設数に変わりはなく，登録ヘルパー数が２人増加している。

表72　居宅介護事業の実施

		計	%
実施している		4	2.4
	登録ヘルパー数（人）	22	—
	契約者数	38	—
実施していない		153	91.6
無回答		10	6.0
計		167	100
公立	実施している	0	0
	実施しない	49	96.1
	無回答	2	3.9
	計	51	100
民立	実施している	4	3.4
	実施しない	104	89.7
	無回答	8	6.9
	計	116	100

６．グループホーム等の実施状況

グループホーム等の実施状況〔表73〕は前年度とほぼ変わらない。施設からグループホーム等への移行者数〔表74〕は，81人で前年（136人）と比べると減っているが，施設数は47施設から84施設と増えており，法改正以降，地域移行の取り組みが進んでいることがうかがえる。

表73　グループホーム等（障害者総合支援法）の実施状況

		計	%
法人内で実施している		93	55.7
実施していない		66	39.5
無回答		8	4.8
計		167	100
公立	法人内で実施している	17	33.3
	実施していない	32	62.7
	無回答	2	3.9
	計	51	100
民立	法人内で実施している	76	65.5
	実施していない	34	29.3
	無回答	6	5.2
	計	116	100

表74　平成25年度の施設からグループホーム等への移行者数

		計
全体	移行者数	81
	施設数	84
公立	移行者数	6
	施設数	5
民立	移行者数	75
	施設数	79

７．福祉教育事業の実施状況

福祉教育事業の実施については前年度とほぼ変わりない状況であるが，受け入れ状況では，小中高生のボランティア（前年1,297人），民間作業ボランティア（前年7,399人）の受け入れ人数が大幅に増加している。なお単位実習等の受け入れ施設数は，ほぼ横ばいとなっている。

表75　福祉教育事業の実施状況

		施設数	%
実施している		160	95.8
実施していない		7	4.2
計		167	100
公立	実施している	50	98.0
	実施していない	1	2.0
	計	51	100
民立	実施している	110	94.8
	実施していない	6	5.2
	計	116	100

【事業内容と受け入れ状況】

	総計		公立		民立	
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
小・中・高校生のボランティア	63	2,007	20	1,060	43	947
民間作業ボランティア	89	9,182	29	5,176	60	4,006
学校教員・教職免許の体験実習	54	1,385	15	141	39	1,244
単位実習〔保育士〕	149	3,344	45	852	104	2,492
単位実習〔社会福祉士・主事〕	52	202	16	40	36	162
施設職員の現任訓練	12	75	2	4	10	71
その他	47	1,539	15	401	32	1,138

８．在宅支援サービスの実施状況

制度外の在宅支援サービスの実施状況については，子育てに対する援助方法等療育相談会，親を対象とした懇談会・学習会・ボランティア講座・体験学習・地域住民への研修がやや増えているが，その他はほぼ横ばいで推移している。

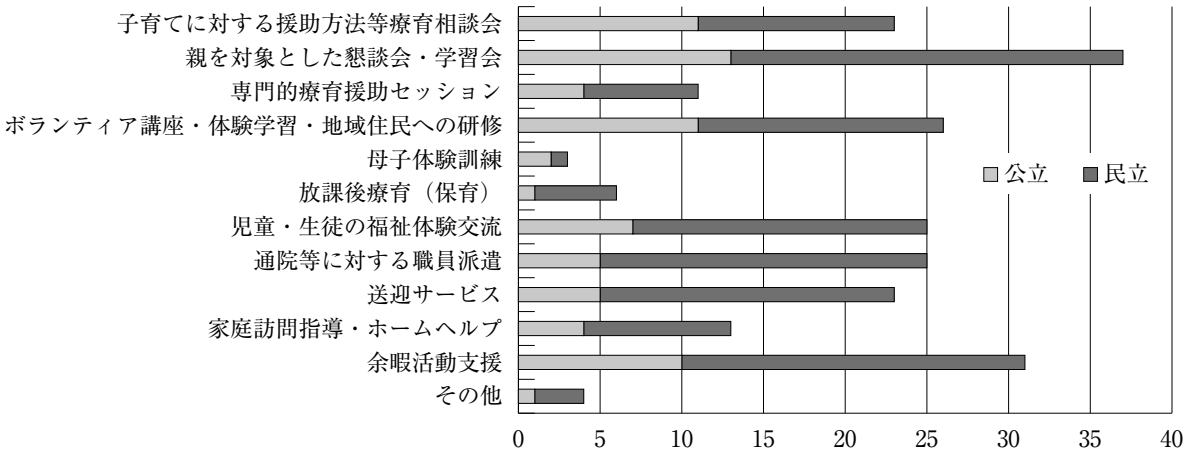

表76　在宅支援サービスの実施状況

サービス内容	施設数	%	公立	民立
子育てに対する援助方法等療育相談会	23	13.8	11	12
親を対象とした懇談会・学習会	37	22.2	13	24
専門的療育援助セッション	11	6.6	4	7
ボランティア講座・体験学習・地域住民への研修	26	15.6	11	15
母子体験訓練	3	1.8	2	1
放課後療育（保育）	6	3.6	1	5
児童・生徒の福祉体験交流	25	15.0	7	18
通院等に対する職員派遣	25	15.0	5	20
送迎サービス	23	13.8	5	18
家庭訪問指導・ホームヘルプ	13	7.8	4	9
余暇活動支援	31	18.6	10	21
その他	4	2.4	1	3

Ⅴ　職員の状況

1．職員の配置状況

知的障害児施設に従事する職員総数〔表77〕は，4,531人で１施設平均27.1人となっており，国の配置基準の1,695人と比較すると，2,836人上回っている（短時間非常勤を含む）。

正職員数は3,347人で全職員に占める割合は73.9％，常勤的臨時職員は796人で17.6％，短時間非常勤職員は388人で8.6％となっており，正職員の割合が昨年度に比べ減少し，常勤的臨時職員は増加している。直接支援職員の総数は3,246人で全職員に占める割合は71.6％である。そのうち，正職員数は2,532人で直接支援職員の総数に占める割合は78.0％，常勤的臨時職員は529人で16.3％，短時間非常勤職員は185人で5.7％となっており，昨年度の調査と比較すると，正職員数の比率がやや減少し，臨時職員数比率がやや増加している。

看護師，保健師の配置は，118施設（70.7％）の施設で正規，短時間等により配置しており，昨年度調査に比較し2.5ポイント微増している。

表77　職員の配置状況

職　種		国配置基準数		現　員						
				正職員数		常勤的臨時		短時間非常勤（パート含む）		計
		職員数	施設数	職員数	施設数	職員数	施設数	職員数	施設数	職員数
施　設　長		163	163	161	161	2	2	0	0	163
事　務　員		71	70	263	145	45	31	20	16	328
直接処遇職員	児童発達支援管理責任者	103	103	174	159	1	1	1	1	176
	児童指導員	1,048	111	1,166	161	329	85	106	33	1,601
	保育士（有資格）			909	156	162	63	53	23	1,124
	職業指導員	33	32	64	53	11	10	0	0	75
	ＯＴ・ＰＴ等	3	3	3	3	0	0	0	0	3
	心理担当職員	14	14	42	38	4	3	0	0	46
	看護師・保健師	37	28	174	90	22	15	25	13	221
	その他	—	—	51	19	52	15	41	12	144
	小計	1,238	—	2,532	—	529	—	185	—	3,246
栄　養　士		54	54	115	113	17	17	2	2	134
調　理　員		174	61	214	78	140	49	69	30	423
介　助　員		46	46	36	26	44	29	25	13	105
常勤医師（嘱託医）		18	14	26	13	19	7	87	40	132
そ　の　他		—	—	64	24	39	18	100	36	203
合　計 （　）内の数字は％		1,764	167	3,347 (73.9)	167	796 (17.6)	167	388 (8.6)	167	4,531 (100)

２．職員の勤務状況

職員の年間休日，宿直・夜勤（月平均回数），超過勤務時間は，〔表78〕〔表78－２〕〔表78－３〕のとおりである。

年間休日〔表78〕は，80日未満が６施設（3.6％），80 ～ 100日未満が17施設（10.2％），100 ～ 120日未満が79施設（47.3％），120日以上が49施設（29.3％）となっており，前年度と比較して無回答が10.6％減少した分，いずれの日数も増加している。

宿直・夜勤の月平均回数〔表78－２〕は，４回が79施設（47.3％）と最も多い。次いで５回が32施設（19.2％），３回が25施設（15.0％）で，全体の81.4％が月平均３～５回で占められているが，８回以上のところが６施設（3.6％）あった。前年度と比較して無回答が5.1ポイント減少している。

超過勤務〔表78－３〕については，全く行われていない施設が18施設（10.8％）と昨年に比して増加している。月平均１時間以下の施設が24施設（14.4％）で最も多い。ただし，33施設（19.8％）が回答をしていない。

表78　職員の年間休日日数

時間	施設数			%
	公立	民立	計	
80日未満	3	3	6	3.6
80日～100日未満	1	16	17	10.2
100日～120日未満	13	66	79	47.3
120日以上	27	22	49	29.3
無回答	7	9	16	9.6
計	51	116	167	100

表78－２　宿直・夜勤（月平均回数）

回数	施設数	%	公立	民立
１回	1	0.6	0	1
２回	1	0.6	1	0
３回	25	15.0	6	19
４回	79	47.3	25	54
５回	32	19.2	9	23
６回	15	9.0	3	12
７回	3	1.8	1	2
８回以上	6	3.6	3	3
無回答	5	3.0	3	2
計	167	100	51	116

表78－３　職員の超過勤務時間（月平均）

時間数	施設数	%	公立	民立
０時間	18	10.8	6	12
～１時間	24	14.4	7	17
～２時間	20	12.0	6	14
～３時間	16	9.6	5	11
～４時間	13	7.8	2	11
～５時間	14	8.4	3	11
～10時間	21	12.6	8	13
～20時間	4	2.4	2	2
20時間超	4	2.4	2	2
無回答	33	19.8	10	23
計	167	100	51	116

３．夜間勤務の状況

夜間勤務形態の状況〔表79〕は，宿直体制が49施設（29.3％），夜勤体制が78施設（46.7％），夜勤と宿直の併用制が39施設（23.4％）となっている。昨年に比べ，宿直体制と夜勤体制と宿直体制併用が増加した。

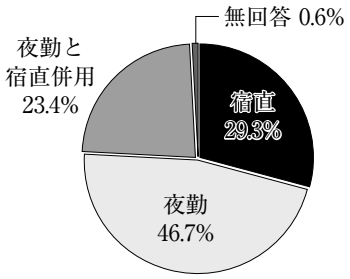

夜間体制の状況

夜間勤務の職員配置状況〔表79－２〕は，「すべての生活単位・寮舎ごとに配置」が77施設（46.1％）で昨年の60施設（34.7％）から増加し，「一部の生活単位・寮舎には単独配置」が11施設（6.6％）と減少している。「全体をカバーする形で配置」も69施設（41.3％）と昨年の79施設（45.7％）から減少している。

夜間勤務者の職員配置状況〔表79－３〕は，２人が62施設（37.1％）と最も多く，次いで１人が24施設（14.4％），３人が16施設（9.6％）となっている。但し，無回答が50施設（29.9％）と全体に占める割合が大きい。

夜間勤務職員１名がみる児童数〔表79－４〕は，10人以下の施設が33施設（19.8％）と微増，次いで11～15人の施設が31施設（18.6％）は昨年と比してやや減少している。

表79　夜間の勤務形態の状況

夜間勤務形態	施設数	%	公立	民立
宿直体制	49	29.3	10	39
夜勤体制	78	46.7	26	52
夜勤体制と宿直体制併用	39	23.4	14	25
無回答	1	0.6	1	0
計	167	100	51	116

表79－２　夜間勤務の職員の配置状況

	施設数	%	公立	民立
すべての生活単位・寮舎ごとに配置	77	46.1	29	48
一部の生活単位・寮舎ごとに単独配置	11	6.6	2	9
全体をカバーする形で配置	69	41.3	17	52
無回答	10	6.0	3	7
計	167	100	51	116

表79－３　一日の夜間勤務者数

宿直	施設数	%	公立	民立
１人	24	14.4	6	18
２人	62	37.1	13	49
３人	16	9.6	7	9
４人	5	3.0	3	2
５人	4	2.4	3	1
６人～	6	3.6	2	4
無回答	50	29.9	17	33
計	167	100	51	116

表79－４　夜間１名の職員がみる児童数

	施設数	%	公立	民立
10人以下	33	19.8	15	18
11～15人	31	18.6	9	22
16～20人	26	15.6	6	20
21～25人	11	6.6	1	10
26人以上	13	7.8	1	12
無回答	53	31.7	19	34
計	167	100	51	116

４．児童と直接支援職員の比率

〔表80〕は児童定員と直接支援職員数の比率である。定員比では，職員１人に対し児童２～2.5人以下が54施設（32.3％）と最も多く，職員１人に対し児童３人以下の合計が138施設（82.6％）となっており，昨年より増加している。設置主体別に見ると，職員１人に対し児童３人以下の施設が，公立47施設（92.2％），民立91施設（78.5％）となっており，公民格差が依然として見られる。

在籍数と直接支援職員数の比率〔表81〕では職員１人に対して児童２～2.5人以下が47施設（28.1％）と最も多く，職員１人に対し児童３人以下の施設が合計148施設（88.6％）となっている。設置主体別では，職員１人に対し児童３人以下の施設が公立では合計49施設（96.1％），民立では合計99施設（85.3％）となっている。

なお，在籍比で職員１人に対し児童２人以下の施設が83施設（49.7％）あり，昨年の79施設（45.7％）に比べ増加している。

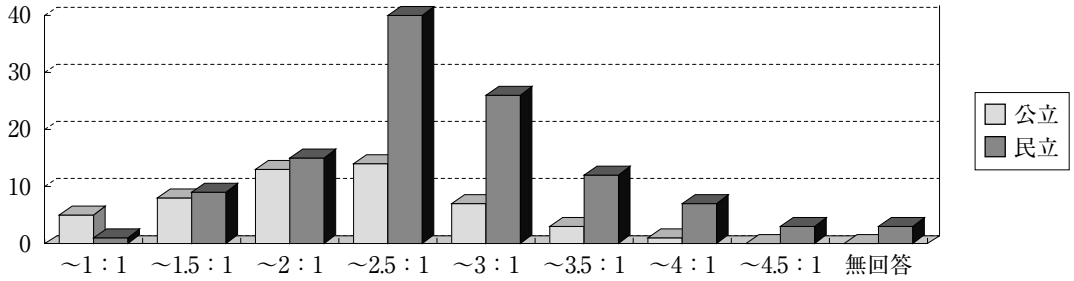

表80　定員：直接支援職員の比率

定員：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	6	17	28	54	33	15	8	3	3	167
%	3.6	10.2	16.8	32.3	19.8	9.0	4.8	1.8	1.8	100
公立	5	8	13	14	7	3	1	0	0	51
%	9.8	15.7	25.5	27.5	13.7	5.9	2.0	0	0	100
民立	1	9	15	40	26	12	7	3	3	116
%	0.9	7.8	12.9	34.5	22.4	10.3	6.0	2.6	2.6	100

表81　在籍数：直接支援職員の比率

在籍：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	23	19	41	47	18	9	5	0	5	167
%	13.8	11.4	24.6	28.1	10.8	5.4	3.0	0	3.0	100
公立	15	7	16	10	1	1	0	0	1	51
%	29.4	13.7	31.4	19.6	2.0	2.0	0	0	2.0	100
民立	8	12	25	37	17	8	5	0	4	116
%	6.9	10.3	21.6	31.9	14.7	6.9	4.3	0	3.4	100

Ⅵ　施設運営・経営の課題

1．施設の運営費

⑴　加算の認定状況

平成26年度の加算認定状況〔表82〕は，福祉専門職員配置等加算が138施設（82.6％）で最も多く，栄養士配置加算が114施設（68.3％），看護師配置加算が80施設（47.9％），心理担当職員配置加算が36施設（21.6％），栄養マネジメント加算が39施設（23.4％）であった。これを25年度と比較すると，看護師配置加算が87施設から80施設に，心理担当職員配置加算が47施設から36施設に，栄養士配置加算が125施設から114施設に，福祉専門職員配置等加算が142施設から138施設になるなど，減少がみられる。

一方で，児童発達支援管理責任者配置加算は，129施設（74.6％）から141施設（84.4％）に，小規模グループケア加算は14施設から18施設に増加している。

表82　平成26年度の加算認定状況

	施設数	%
1．児童発達支援管理責任者配置加算	141	84.4
2．職業指導員加算	59	35.3
3．重度障害児支援加算	130	77.8
4．重度重複障害児加算	33	19.8
5．強度行動障害児特別加算	11	6.6
6．幼児加算	2	1.2
7．心理担当職員配置加算	36	21.6
8．看護師配置加算	80	47.9
9．入院・外泊時加算	120	71.9
10．自活訓練加算	16	9.6
11．入院時特別支援加算	26	15.6
12．福祉専門職員配置等加算	138	82.6
13．地域移行加算	12	7.2
14．栄養士配置加算	114	68.3
15．栄養マネジメント加算	39	23.4
16．小規模グループケア加算	18	10.8
17．福祉・介護職員処遇改善加算	97	58.1
18．福祉・介護職員処遇改善特別加算	8	4.8
施設数	167	100

⑵　自治体の補助の状況

自治体の加算措置〔表83〕における人件費等の事務費の補助は，「ある」が46施設（27.5％），「ない」が100施設（59.9％）と，昨年調査と比べると「ある」が１施設増加し，「ない」が３施設減少している。事業費に対する加算措置〔表85〕は，「ある」が44施設（26.3％），「ない」が101施設（60.5％）と，昨年調査と比べると「ある」が３施設増加し，「ない」が１施設増加している。

表83　自治体の加算措置（職員配置等の事務費の補助）

	施設数	%
ある	46	27.5
ない	100	59.9
不明・無回答	21	12.6
計	167	100

表84　自治体の加算措置　―職員配置等の事務費の補助―

	施設数	%
ある	46	27.5
ない	100	59.9
不明・無回答	21	12.6
計	167	100

表85　自治体の加算措置　―事業費に対する加算措置―

	施設数	%
ある	44	26.3
ない	101	60.5
不明・無回答	22	13.2
計	167	100

２．今後の施設整備計画

施設の築年数〔表86〕は，40年以上が昨年より１施設減少し，25施設（15.0％）となった。35 ～ 40年未満は１施設減少し13施設（7.8％），30 ～ 35年未満は１施設増加し10施設（6.0％），25 ～ 30年未満は１施設増加し13施設（7.8％）である。築年数25年以上が61施設（36.5％）となり，３割５分超が老朽改築等を要する時期が来ている。一方，15年未満の施設は64施設（38.3％）となっている。

表86　施設の築年数

	施設数	%	公立	民立
５年未満	28	16.8	2	26
５～10年未満	12	7.2	3	9
10～15年未満	24	14.4	6	18
15～20年未満	18	10.8	10	8
20～25年未満	18	10.8	10	8
25～30年未満	13	7.8	4	9
30～35年未満	10	6.0	6	4
35～40年未満	13	7.8	1	12
40年以上	25	15.0	7	18
不明・無回答	6	3.6	2	4
計	167	100	51	116

老朽化等による改築・大規模修繕の計画〔表87〕では「26年度改築中」14施設（8.4％），「具体的に計画・協議している」15施設（9.0％），「検討している」49施設（28.3％）から43施設（25.7％）に減少している。〔表87－２〕では具体的に計画・協議している年度については，27年度が４施設，29年度が３施設，32年度が１施設となっている。

表87　老朽化等による改築・大規模修繕等の計画

	施設数	%	公立	民立
平成26年度改築中	14	8.4	2	12
具体的に都道府県と協議している	15	9.0	9	6
施設・法人で検討している	43	25.7	9	34
計画していない	82	49.1	27	55
不明・無回答	13	7.8	4	9
計	167	100	51	116

表87－２　具体的に計画・協議している年度

	施設数	%	公立	民立
2015（平成27年度）	4	26.7	3	1
2016（平成28年度）	0	0	0	0
2017（平成29年度）	3	20.0	2	1
2020（平成32年度）	1	6.7	1	0
不明・無回答	7	46.7	3	4
計	15	100	9	6

３．在所延長規定の廃止に伴う今後の計画

⑴　障害者支援施設の指定状況

平成24年４月１日施行の改正児童福祉法により，従来あった在所延長規定が廃止されたが，現に在所している満18歳以上の入所者の在所継続のため障害者支援施設の指定〔表88〕の有無を調査したところ，「障害者支援施設の指定を受けている」が113施設（67.7％）に，「受けていない」が42施設（25.1％）となっている。

表88　障害者支援施設の指定について

				%
受けている	113	公立	33	67.7
		民立	80	
受けていない	42	公立	12	25.1
		民立	30	
無回答	12	公立	6	7.2
		民立	6	
計	167			100

⑵　今後の方針

改正児童福祉法の在所延長規定の廃止により，今後は児童施設として維持するのか障害者支援施設に転換するのか対応の方針を定めなければならないこととされている。今後の方針〔表89〕では，「児童施設として維持する」が113施設（65.3％）から106施設（63.5％）に減少し，「障害者支援施設を併設する」が35施設（20.2％）から29施設（17.4％）に減少，「障害者支援施設に転換する」が10施設（5.8％）から14施設（8.4％）と増加し，児童施設として維持する方針にわずかながら減少がみられた。

表89　今後の方針

				%
児童施設として維持する	106	公立	31	63.5
		民立	75	
障害者支援施設を併設する	29	公立	9	17.4
		民立	20	
障害者支援施設に転換する	14	公立	3	8.4
		民立	11	
無回答	18	公立	8	10.8
		民立	10	
計	167			100

⑶　児童施設の定員について

児童施設として維持する場合の定員〔表90〕については，「児童施設の定員の変更なし」は，110施設（63.6％）から107施設（64.1％）に減少し，「児童施設の定員を削減する」が41施設（23.7％）から33施設（19.8％）に減少しているが，削減予定数は546人から595人と増加している。「定員を削減する」の内訳は，公立10施設が10施設と変わらず，民立が31施設から23施設に減少している。在所延長規定の廃止による満18歳以上の障害者施策への移行，施設基準（居室面積等）の見直し等から児童の定員の見直しの検討が行われている状況を示している。

表90　児童施設として維持する場合の定員について

				%
児童の定員に変更なし	107	公立	30	64.1
		民立	77	
児童の定員を削減する	33	公立	10	19.8
		民立	23	
削減予定数（人）	595	公立	285	
		民立	310	
無回答	27	公立	11	16.2
		民立	16	
計	167	－	－	100

⑷　障害種別の一元化に向けた対応について

障害種別の一元化に向けて他の障害の受け入れに伴う設備・構造についてみると，身体障害の車椅子対応〔表91〕については，現状で受け入れが可能な施設が31施設（17.9％）から33施設（19.8％）に増加し，受け入れ困難な施設が72施設（41.6％）から61施設（36.5％）に減少している。

また，盲･ろうあ児の受け入れ〔表92〕については，現状で受け入れ可能とする施設が11施設（6.4％）から12施設（7.2％）にわずかに増加し，受け入れ困難な施設が100施設（57.8％）から94施設（56.3％）と減少している。

前回調査より現状で可能と回答した施設が若干増加しているが，未だ障害種別の一元化に向けては，大半の施設において改築等の課題があることがうかがえる。

表91　身体障害の車椅子対応

	計	%	公立	民立
現状で可能	33	19.8	8	25
改築等が必要	59	35.3	23	36
受け入れ困難	61	36.5	18	43
無回答	14	8.4	2	12
計	167	100	51	116

表92　盲・ろうあ児の受け入れ

	計	%	公立	民立
現状で可能	12	7.2	3	9
改築等が必要	43	25.7	11	32
受け入れ困難	94	56.3	33	61
無回答	18	10.8	4	14
計	167	100	51	116

４．在所延長児童の今後の見通し（本人の能力等からみて）

満18歳以上の在籍児童の今後の退所先の進路に関する見通し〔表93〕は，施設入所支援対象が107施設（61.9％）875人から101施設（60.5％）852人にわずかに減少し，グループホーム対象が49施設（28.3％）125人から48施設（28.7％）125人と変わらず，家庭引き取りが15施設（8.7％）21人から12施設（7.2％）29人に増加している。

表93　在所延長児童の今後の見通しとその人数

			%	公	民
家庭引き取り	施設数	12	7.2	5	7
	人数	29	1.6	19	10
施設入所支援対象	施設数	101	60.5	29	72
	人数	852	47.1	341	511
	うち移行可能人数	126	7.0	46	80
グループホーム対象	施設数	48	28.7	11	37
	人数	125	6.9	46	79
	うち移行可能人数	69	3.8	17	52
単身生活	施設数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0

５．児童相談所との関係

⑴　措置後の児童福祉司等の施設訪問

児童相談所が入所措置を行った後の児童福祉司等の施設訪問〔表94〕については，「25年度に訪問があった」のは133施設（79.6％）で,「訪問はない」が22施設（13.2％）となっている。訪問にくる児童相談所のか所数〔表94－２〕としては，概ね１か所から４か所となっている。訪問回数は〔表94－３〕年１～２回の施設と，年に８回以上の施設が多く，児童相談所の取り組みに温度差があることがうかがえる。

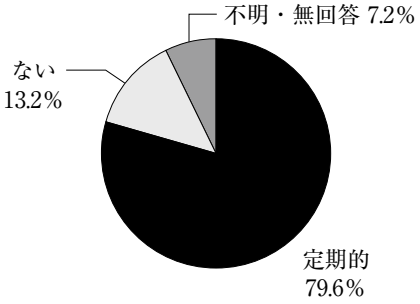

児童福祉司の訪問の状況

表94　措置後の児童福祉司等の訪問

	施設数	%
平成25年度に訪問あった	133	79.6
訪問はない	22	13.2
不明・無回答	12	7.2
計	167	100

表94－２　25年度訪問か所数（児童相談所数）

	施設数	%
１か所	21	15.8
２か所	28	21.1
３か所	32	24.1
４か所	19	14.3
５か所	9	6.8
６か所	1	0.8
７か所	6	4.5
８か所	1	0.8
９か所	2	1.5
10か所以上	5	3.8
不明・無回答	9	6.8

表94－３　25年度訪問回数

	施設数	%
１回	15	11.3
２回	12	9.0
３回	8	6.0
４回	3	2.3
５回	8	6.0
６回	5	3.8
７回	4	3.0
８回以上	45	33.8
不明・無回答	33	24.8
訪問のあった施設数	133	100

⑵　児童相談所との連携

児童相談所との連携〔表95〕は，「県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で実施している」が41施設（24.6％），「定期的に児童相談所を訪問して協議している」が19施設（11.4％）となっている。

契約制度の導入により両者の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが，定期的な協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ，複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできない。

表95　児童相談所との連携　（重複計上）

	施設数	%
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で実施している	41	24.6
定期的に児童相談所を訪問して協議している	19	11.4
不定期であるが児童相談所を訪問して協議している	48	28.7
特に行っていない	44	26.3
不明・無回答	15	9.0
施設数	167	100

措置児童の18歳以降の対応については（表96），「18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない」が４施設（2.4％），「高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが，それ以降は認められない」が42施設（25.1％），「高校（高等部）卒業後も，事情により20歳までの措置延長が認められる」が94施設（56.3％），「20歳以降も事情により措置延長が認められる」が11施設（6.6％）となっている。

措置児童については，少なくとも高校（高等部）卒業まで，事情によってはそれ以降の在所が可能となっているが，18歳到達日以降の在所が不可能な施設については，就学継続のための対策が十分にとられているのか，今後の調査が必要と思われる。

表96　措置児童の18歳以降の対応

	施設数	%
18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない	4	2.4
高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが，それ以降は認められない	42	25.1
高校（高等部）卒業後も，事情により20歳までの措置延長が認められる	94	56.3
20歳以降も事情により措置延長が認められる	11	6.6
不明・無回答	19	11.4
施設実数	167	100

６．契約利用児への対応

⑴　利用者負担金の未収状況

利用者負担金の未収状況〔表97〕は，25年度の未収が62施設735人（うち24年度未収人数は368人）となっている。前年度調査では，85施設1,481人（うち23年度未収人数は324人）であり，相変わらず未納者の人数が多いことが分かる。この状況は，施設だけの責任では済まされないため，何らかの措置を要望する必要があると思われる。

表97　利用者負担金の未収状況

	計
25年度未収人数	735
施設数	62
25年度未収額	43,251
うち24年度未収人数	368
施設数	50
うち24年度未就額	30,076

（未収額：単位千円）

７．苦情解決等の実施状況

苦情受付件数〔表98〕をみると，25年度に苦情が１件以上寄せられたと回答した施設が78施設（46.7％），総件数は302件，１施設平均3.9件であった。これを件数別にみると，１～４件が58施設（34.7％），５件～９件が12施設（7.2％），10件以上は８施設（4.8％）であった。

苦情の内容〔表98－２〕は，「生活支援に関すること」が66施設・209件・１施設平均3.2件，「施設運営に関すること」７施設・16件，「その他」が32施設・77件で，日常の生活に関する苦情が多くなっている。苦情受付総数は前回の295件から302件に増加しているが，施設運営や生活支援に対する苦情が潜在化しないためにも，日々の実践の中で見落としのないようにしていかなければならない。

第三者委員等との相談頻度〔表98－３〕は，159施設が回答した。最も多い頻度は「年に１回」66施設（39.5％），次いで「学期に１回」32施設（19.2％）で，「月１回」は14施設（8.4％）で前回とほぼ同様となっており，日常的な活動というより形式的なレベルに止まっている状況は変わりない。「相談の機会はない」との回答は47施設（28.1％）で前回とほぼ同数となっている。今後，第三者委員の活動を形式的なものに止めずに福祉サービスの質の向上が図られるような実質的な活動にしていくためには，積極的に取り組んでいる施設の活動等を参考にしていくことが必要であろう。

尚，施設評価は，客観的で公正な立場で行われる必要があるため，専門的な外部機関による第三者評価が必要である。第三者認証機関による第三者評価の実施状況〔表98－４〕は，実施した施設が43施設（25.7％），今後予定している施設が27施設（16.2％）と，評価受審に対する意識はまだまだ低いといえよう。

表98　苦情受付件数

	施設数	%
０件	76	45.5
１～４件	58	34.7
５～９件	12	7.2
10件～	8	4.8
無回答	13	7.8
計	167	100

表98－２　苦情の内容

	施設数	%	件数計
施設運営に関すること	7	9.0	16
生活支援に関すること	66	84.6	209
その他	32	41.0	77
苦情のあった施設数	98	100	302

表98－３　第三者委員等との相談頻度

	施設数	%
月１回	14	8.4
学期に１回	32	19.2
年に１回	66	39.5
相談の機会はない	47	28.1
無回答	8	4.8
計	167	100

表98－４　第三者認証機関による第三者評価の実施

	施設数	%
実施した	43	25.7
していない	90	53.9
今後予定する	27	16.2
無回答	7	4.2
計	167	100

平成２６年度　全国障害児入所施設実態調査票

（平成26年10月1日現在）

日本知的障害者福祉協会　児童発達支援部会

※平成26年10月1日現在で記入してください。
※設問によっては、平成25年度 H25.4.1～H26.3.31 でご回答ください。
※該当する番号及び符号を○印で囲み、空欄部分はご記入ください。

記入者 氏　名		職　名	

Ⅰ　施設の状況

① 施設名						TEL		
② 所在地	都道府県名			市区町村区分	政令市 ・ 中核市 ・ 区市 ・ 町 ・ 村			
③ 設置・経営主体 ※	1．公立公営　(ｱ.直営　ｲ.事業団　ｳ.事務組合)　　2．公立民営　　3．民立民営							
④ 設置年月日	明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成　（　　）年 〔西暦（　　）年〕　（　　）月（　　）日							
⑤ 主たる種別	1．知的障害児　2．自閉症児　3．盲児　4．ろうあ児　5．肢体不自由児　6．特定せず							
⑥ 定員	名	⑦ 現 員	名	内　訳	措置　　名	契約　　名	うち経過的障害者施設支給決定者	名
⑧ 25年度在籍数内訳	平成25年度 1年間の総在籍数　　4月～3月までの各月1日在籍の総数 ＿＿＿＿＿＿名 平成25年度 年間在籍率　＿＿＿＿＿＿％（小数点第2位四捨五入）							
⑨ 経過的障害者支援施設	1．指定を受けている　　2．指定を受けていない							
⑩ 在籍児の出身エリア	（1）都道府県の数　（　　）都道府県			（2）区市町村の数　（　　）ヶ所				
	（3）措置・契約支給決定している児童相談所の数　（　　）ヶ所							

※ ③の公立公営施設で指定管理者制度の場合は、受託が民間法人の場合は公立民営とする。また、民間移管により社会福祉法人に運営主体が完全に移行したものは民立民営とする。

Ⅱ　在 籍 児 の 状 況

（1）年齢別在籍児・者数（年齢は平成 26 年 4 月 2 日現在で記入願います。）※年齢別の人数をご記入ください。

（人）

年齢		5 歳以下	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	小計（①）
現在員	男					
	女					
	計					
うち措置児						

（人）

年齢		18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40 歳～	小計（②）	合計（①+②）
現在員	男						
	女						
	計						
うち措置児・者							

平均年齢　男＿＿＿＿＿ 歳　　女＿＿＿＿＿ 歳　　全体＿＿＿＿＿ 歳

（「平均年齢」は、小数点第 2 位を四捨五入してください。例：18.6 歳）

（2）在籍児（措置・契約）の入所時の状況

① 入所時の年齢（平成 26 年 10 月 1 日現在の在籍児）　（人）

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
男																		
女																		
計																		

② 上記児童の在籍期間　（平成 26 年 10 月 1 日現在の在籍期間）　（人）

期間	3 ヶ月未満	3～6 ヶ月未満	～1 年未満	1～2 年未満	2～3 年未満	3～5 年未満	5～10 年未満	10～15 年未満	15～20 年未満	20 年以上	計
男											
女											
計											

（3）平成 25 年度（H25. 4. 1～H26. 3. 31）の新規入所児童の状況

① 年齢別（年齢は入所時の年齢）　（人）

	5 歳以下	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	計
措置					
契約					

② 療育手帳程度別　（人）

	最重度	重度	中軽度	不所持	計
措置					
契約					

③ 平成 26 年度前期（4 月～9 月）の入所数を記入下さい。　（人）

		5 歳以下	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	計
26 年度入所者（4 月～9 月）	措置					
	契約					

④ 平成 25 年度に入所した児童の入所前の主たる生活の場　（人）

家庭		乳児院		病院等医療機関	
他の障害児入所施設		児童自立支援施設		その他	
児童養護施設		学校寄宿舎		計	

（4）入所理由（平成26年10月1日現在の在籍児）

※1. 理由が重複する場合は、それぞれの欄に数値を計上してください。入所理由の判断は、児童相談所の児童票のほかに家族との面談等により判断して主たる要因とそれに付随する要因に分けて記入してください。

※2. 25年度入所児の欄は、平成25年度（H25.4.1～H26.3.31）に入所してきた人についてのみ記入ください。

（人）

内　　容		在籍児・者全員について				うち25年度入所児について			
		主たる要因		付随する要因		主たる要因		付随する要因	
		措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約
家庭の状況等	親の離婚・死別								
	家庭の経済的理由								
	保護者の疾病・出産等								
	保護者の養育力不足								
	虐待・養育放棄								
	きょうだい等家族関係								
	住宅事情・地域でのトラブル								
	その他								
本人の状況等	ＡＤＬ・生活習慣の確立								
	医療的ケア								
	行動上の課題改善								
	学校での不適応・不登校								
	学校就学・通学のため								
	その他								

（5）虐待による入所児の状況

① 平成25年度の新規入所児童のうち虐待による入所児童（児童票や家庭での生活実態等から虐待と判断できるケースも含む）

（人）

男	
女	
計	

② 虐待及びその恐れがあると判断される上記の入所児童のうち、契約で入所しているケース　＿＿＿＿＿ 人

③ 虐待の内容（※複数回答可）　（人）

		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他※	計
平成25年度入所	男						
	女						
計							

※その他についてご記入ください（　　）

④ 平成26年10月1日現在　被虐待加算を受けている人数　＿＿＿＿ 人

また、上記のほかに被虐待加算を受けたことがある児童の人数　＿＿＿＿ 人

（6）在籍児の就学・就園の状況（平成 26 年 10 月 1 日現在）

①就学前児童の状況

活 動 形 態	人　数
幼稚園への通園	
保育所に通所	
児童発達支援事業等療育機関	
園内訓練	
その他	
計	

②義務教育年齢の児童の状況

就 学 形 態	人　数
訪問教育	
施設内分校・分教室	
特別支援学校小・中学部	
小中学校の特別支援学級	
小中学校の普通学級	
計	

③義務教育終了後の児童の状況

就学・活動形態	人　数
訪問教育	
施設内分校・分教室	
特別支援学校高等部	
高等特別支援学校	
特別支援学校専攻科	
一般高校	
計	

④就学学年（平成 26 年 10 月 1 日現在）　（人）

小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	計

⑤通学している学校数

通学校数　小学＿＿＿＿校　中学＿＿＿＿校　特別支援学校 ＿＿＿＿校　一般高校＿＿＿＿校　合計＿＿＿＿＿校

（7）家庭の状況（平成 26 年 10 月 1 日在籍児童）

※人数は兄弟姉妹の場合も各々カウント

家 庭 の 状 況	人　数	その内措置人数
両親世帯		
母子世帯		
父子世帯		
兄弟のみ世帯		
親戚が保護者として対応の世帯		
うち未成年後見人が選任		
うち成年後見人が選任		
その他		
計		
兄弟姉妹で入所	世帯　　人	世帯　　人

（8）帰省について（平成 25 年度実績）　（人）

	週末(隔週)に帰省	月に 1 回程度	年に 1～2 回程度	帰省なし
措 置				
契 約				

⇒SQ　帰宅なしの児童が帰省できない理由　（主な理由）

1．家族がいない　＿＿＿＿人　2．地理的条件で困難 ＿＿＿＿人　3．本人の事情で帰らない＿＿＿＿人

4．家庭状況から帰せない ＿＿＿＿人　5．　その他（理由　　）

（9）面会等 訪問の状況（平成 25 年度実績）　　（人）

家族の訪問なし	
月 1・2 回家族が訪問	
学期に 1～2 回程度家族が訪問	
年に 1～2 回程度家族が訪問	
職員が引率して家庭で面会	
面会の制限が必要な児童	
計	

（１０）退所児・者の状況

①平成 25 年度の退所児･者数　　（人）

	5 歳以下	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40 歳以上	計
措置									
契約									

②平成26年度上半期(4月～9月)の退所児･者数　　（人）

	5 歳以下	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40 歳以上	計
措置									
契約									

③ 契約児童で利用料等滞納のまま退所した児･者数　　平成 25 年度 ＿＿＿人　　平成 26 年度(9 月末時点) ＿＿＿人

④ 平成 25 年度退所児・者の進路先

【生活の場】　　（人）

生活の場	措置	契約	計
家庭			
他の障害児入所施設			
他の児童福祉施設			
障害者支援施設			
グループホーム			
宿泊型自立訓練			
企業の寮等			
アパート等単身生活			
病院			
その他			

【日中活動の場】　　（人）

日中活動の場	措置	契約	計
保育所・幼稚園			
学校			
療養介護			
生活介護			
自立訓練・就労移行支援			
就労継続支援Ｂ型			
就労継続支援Ａ型			
一般就労			
その他			

⑤平成 25 年度に退所した児童のフォローアップ　　1． 実施した ＿＿＿ 人 ＿＿＿ 回　　2．実施していない

※進路先への引継ぎ訪問、家庭訪問等を含む

（１１）障害の状況

① 年齢別障害程度の状況　※平成 26 年 10 月 1 日現在の状況　（人）

	3 歳未満	3～6 歳未満	6～12 歳未満	12～15 歳未満	15～18 歳未満	18 歳以上	計
最重度							
重　度							
中軽度							
合　計							

② 平成 26 年度(10 月 1 日現在)　重度加算認定数 措置費＿＿＿＿人　施設給付費（契約）＿＿＿＿人

③ 強度行動障害加算認定数　平成 26 年度(10 月 1 日現在)　措置＿＿＿＿＿人　契約＿＿＿＿＿人

④重複障害の状況（平成 26 年 10 月 1 日現在　※複数回答可）　〈延べ人数〉

診断名		人　数	診断名		人　数
てんかん			肢体不自由	体幹	
自閉症（その傾向も含む）				運動機能	
その他の精神障害			内部疾患	心臓	
視覚障害				腎臓	
聴覚障害				喘息	
肢体不自由	上肢			糖尿	
	下肢			その他	

⑤発達障害等の診断　PDD＿＿＿＿人　アスペルガー症候群＿＿＿＿人　ADHD＿＿＿＿人　LD＿＿＿＿人
その他（　　）＿＿＿＿人

⑥身体障害者手帳所持者　＿＿＿＿ 人　→ 程度　1 級 ＿＿＿ 人　2 級 ＿＿＿ 人　3 級以上 ＿＿＿ 人

⑦ 重度重複障害加算認定数（平成 26 年 10 月 1 日現在）　措置 ＿＿＿ 人　契約 ＿＿＿ 人

⑧ 行動上の困難さの状況（平成 26 年 10 月 1 日現在　※複数回答可）　（人）

行動特性	月 1 回程度	週 1 回以上	行動特性	月 1 回程度	週 1 回以上
強いこだわり			徘徊・放浪		
自傷行為			盗癖		
他傷、他害			性的問題		
奇声・著しい騒がしさ			異食・過食・反すう・多飲水		
無断外出			不潔行為（弄便・唾遊び等）		
器物破損等激しい破壊行為			弄火		
著しい騒がしさ			睡眠の乱れ		
多動・飛び出し行為			緘黙		
寡動・行動停止			その他		

（１２）服薬の状況（平成 26 年 10 月 1 日現在で服薬している数：重複回答可）

① 服薬の内容

		人数		
向精神薬	抗てんかん薬			
	抗精神薬・抗不安薬			
	睡眠導入薬			
慢性疾患（1 ヶ月以上服用している場合）	心臓疾患		喘息	
	腎臓疾患		貧血	
	糖尿病		その他	

② 受診形態と受診科目の状況（平成25年度実績）　※受診科目は平成25年度の実人員と延べ回数

受診科目	実人数	延べ回数
1．精神科・脳神経外科	人	回
2．小児科・内科	人	回
3．外科・整形外科	人	回
4．耳鼻咽喉科	人	回
5．歯科	人	回
6．皮膚科	人	回
7．眼科	人	回
8．その他	人	回
合　計	人	回

（１３）入院の状況

① 平成25年度の入院

1．入院あり（＿＿＿＿人　延べ日数＿＿＿＿日（うち付添日数＿＿＿＿日）　2．ない

② 健康保険の資格停止・無保険（契約児）

1．いる（平成25年度延べ＿＿＿＿人　平成26年10月1日＿＿＿＿ 人）　2．ない

③ 経済的負担で通院を見合わせた事例（平成25年度～現在まで）

1．ある（＿＿＿＿人　延べ＿＿＿＿＿回）　2．ない

④ 医療費の支払いの滞納事例（平成26年9月末現在）

1．いる（＿＿＿＿人　延べ＿＿＿＿＿円）　2．ない

Ⅲ　生活環境・暮らしの状況

（1）施設建物の形態について　（該当する番号に○）

※生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位とします。

1．居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含みます）
2．居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）
3．居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
4．居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記２，３を合わせて設けている構造）
5．敷地外に生活の場を設けている（自活訓練も含む）
⇒SQ　（　　）箇所、その場合、食事は（ 1．本体施設から配食、 2．自前調理、 3．配食+自前調理 ）

（2）居住スペースと生活援助スタッフの構成について

生活単位の規模別の状況を下表にご記入ください。なお、上記設問（1）施設建物の形態について「1．居住棟一体型」を選択された施設は、独立した援助（活動）単位を生活単位に置き換えてご回答ください。

生活単位規模	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	15人以上
①生活単位の設置数				
②その専任スタッフ数（人）				

※　専任スタッフ数は、規模別に複数の単位がある場合はその合計数を記入する

（3）居室の形態別の設置数について　（室）

居室形態	個室	2人部屋	3人部屋	4人部屋	5人部屋	6～8人	9～10人	11人以上	計
居室数									

（4）「自活訓練事業」及び準じた取り組み（26年10月1日現在）

1．実施している →　自活訓練加算対象　措置＿＿＿人　契約＿＿＿人　加算対象外（独自の事業）＿＿＿人

2．今後実施する予定

Ⅳ　地域生活・在宅支援サービスの状況

（1）障害児等療育支援事業（都道府県の地域生活支援事業による事業等）及び療育相談事業等

1．実施している　　2．法人内の他施設が実施している　　3．実施していない

⇒SQ　実施している場合、事業内容別に平成25年度の実施件数等　　(件)

事業内容		25年度の件数
① 訪問療育等指導事業		
② 外来療育等相談事業		
③ 施設支援事業	保育所・幼稚園	
	学校	
	作業所	
	その他	

（2）相談支援事業の実施状況

① 障害児相談支援事業

1．実施している　　2．実施していない

② 障害者総合支援法の相談支援事業

1．指定特定相談支援事業を実施している　　2．指定一般相談支援事業を実施している　　3．実施していない

（3）短期入所事業の実施状況

① 短期入所事業の指定

1．障害者総合支援法の事業所指定を受けている

⇒SQ1　指定の形態　　(a.空床型　b.併設型　専用居室 _____名　c.単独型_____名)

⇒SQ2　主たる対象者　(a.障害児　b.知的障害者　c.身体障害者　d.精神障害者)

⇒SQ3　障害児の短期入所事業 の実績（実施している事業所のみ）

	実人員（人）	延べ件数（件）	延べ日数（日）
平成25年4月～26年3月			

⇒SQ4　短期入所の利用契約を結んでいる人数 _____ 人

2．指定を受けていない

（4）日中一時支援事業の実施

1．実施している　→　実施の市区町村数 _____　　2．　実施していない

⇒SQ　日中一時支援事業の実績（実施している事業所のみ）　　(人)

時　　間	4時間未満		4～8時間		8時間以上	
	実人員	延べ人数	実人員	延べ人数	実人員	延べ人数
平成25年4月～26年3月						

（5）児童発達支援事業

1．実施している　(定員 _____人　契約者数 _____人)　　2．実施していない

（6）放課後等デイサービス

1．実施している　(定員 _____人　契約者数 _____人)　　2．実施していない

（7）居宅介護事業（ホームヘルプ）

1．実施している（契約者数_____人　登録ヘルパー_____人)　　2．実施していない

（8）グループホーム

1．法人内で実施している（25年度のGHへの移行者　a. いる_____ 人　b.　いない)　　2．実施していない

（9）福祉教育等の事業の実施

1．実施している　　2．実施していない

⇒SQ　平成25年度（H25.4.1～H26.3.31）の受入れ

		人数
① 小・中・高校生のボランティア・体験実習		
② 民間ボランティア		
③ 学校教員・教職免許の体験実習		
④ 単位実習	保育士	
	社会福祉士・主事	
⑤ 施設職員の現任訓練		
⑥ 上記以外の受入れ（具体的内容） （　　）		

（１０）児童期に視点を当てた在宅支援サービスのうち貴施設が実施している制度外のサービス全てに○をつけてください。

1．地域住民の子育てに対する療育相談　　2．入所児童の親を対象とした懇談会・学習会

3．専門的療育援助セッション　　4．ボランティア講座 ・体験学習・地域住民への研修

5．母子体験訓練　　6．放課後療育　　7．児童・生徒の福祉体験交流　　8．通院等に対する職員派遣

9．送迎サービス　　１０．家庭訪問指導　　１１．余暇活動支援

１２．その他（　　）

Ⅴ　職員の状況

（1）職員の配置状況（平成26年10月1日現在）　※兼務の場合は主たる職種に記入　（人）

職　種		国配置基準数	現　員			
			正規職員	非正規常勤	短時間非常勤	計
施設長						
事務員						
直接処遇職員	児童発達支援管理責任者					
	児童指導員					
	保育士					
	職業指導員	加算				
	ＯＴ・ＰＴ等					
	心理担当職員	加算				
	看護師・保健師	加算				
	その他					
	小計					
栄養士						
調理員						
介助員						
医師（嘱託医）		（　）	（　）			（　）
その他（　　）		―				
合　計						

※配置基準数は国の職員設置基準の数　その他には職種名を記載

非正規常勤→ 正規職員と同等の勤務時間（週32時間以上）で雇用形態が期間契約職員

短時間非常勤 → 勤務時間が正規職員の2/3以下（1日6時間以下週32時間未満）

（2）職員の勤務状況（職員１人平均）

①休　　日	年　　間 ＿＿＿＿＿ 日
②宿直・夜勤	職員１人月平均 ＿＿＿＿＿ 回
③超過勤務の実態	職員１人月平均 ＿＿＿＿＿時間

（3）夜間勤務について

① 夜間の勤務形態について該当する番号に○をつけてください。

１．宿直体制

２．夜勤体制

３．夜勤体制と宿直体制併用

② 夜間勤務の職員の配置状況について該当する番号に○をつけて下さい。

１．すべての生活単位・寮舎ごとに配置

２．一部の生活単位・寮舎には単独配置

３．全体をカバーする形で配置

⇒SQ　夜間勤務の職員数 ＿＿＿＿人　　１人の夜間勤務者がみる平均児童数 ＿＿＿＿人

（4）児童と直接処遇職員の比率（平成 26 年 10 月１日現在）

※直接処遇職員とは児童指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は、0.5 人と数える。

但し、それらの職種でも外来療育や巡回相談等入所児童以外を対象とした業務に専従している職員は除く。

① 定員との比率

定　　員＿＿＿＿＿÷直接処遇職員数＿＿＿＿＿＝＿＿＿＿＿　　※小数点第一位まで

② 在籍児童数との比率

在籍児童数＿＿＿＿＿÷直接処遇職員数＿＿＿＿＿＝＿＿＿＿＿　　※小数点第一位まで

Ⅵ　施設運営・経営の課題

（1）施設の運営費について

① 現行の加算について受けているものに○印を付けてください

１．児童発達支援管理責任者専任加算　　２．職業指導員加算　　３．重度障害児支援加算　　４．重度重複障害児加算

５．強度行動障害児特別支援加算　　６．幼児加算　　７．心理担当職員配置加算　　８．看護師配置加算

９．入院・外泊時加算　　１０．自活訓練加算　　１１．入院時特別支援加算　　１２．福祉専門職員配置等加算

１３．地域移行加算　　１４．栄養士配置加算　　１５．栄養ケアマネジメント加算　　１６．小規模グループケア加算

１７．福祉・介護職員処遇改善加算　　１８．福祉・介護職員処遇改善特別加算

② 自治体の加算措置について　※公立施設は、国措置費・給付費を超えた運営費の場合は「ある」として下さい。

１．職員配置等の事務費の補助　　ａ．ある　　ｂ．ない

２．事業費に対する加算措置　　ａ．ある　　ｂ．ない

（2）今後の施設整備計画について

① 現在の建物の築年数　　築＿＿＿＿年

② 老朽化等による改築・大規模修繕等の計画

１．平成 26 年度 改築中　　２．具体的に都道府県と協議している　→ ＿＿＿＿ 年頃に改築等予定

３．施設・法人で検討している　　４．計画していない

（3）在所延長規定の廃止に伴う今後の児童施設としての計画について

① 障害者支援施設の経過措置の指定　　1．受けている　　2．受けていない

② 今後の対応の方針　　1．児童施設として維持　　2．障害者支援施設を併設　　3．障害者支援施設に転換

③ 児童施設の定員　　1．現行定員を維持する　　2．定員を削減する　⇒削減数 ＿＿＿人

④ 障害種別の一元化に際し、他の障害の受入れに伴う設備・構造

1．身体障害の車椅子対応　⇒ a. 現状で可能　b. 改築等が必要　c. 受入れ困難

2．盲・ろうあ児の受入れ　⇒ a. 現状で可能　b. 改築等が必要　c. 受入れ困難

（4）在所延長している児童の見通しについて(本人の能力等からみて)

1．家庭引き取り　＿＿＿＿ 人

2．障害者支援施設の対象　＿＿＿＿ 人　うち 26 年度末までに移行が可能な人 ＿＿＿ 人

3．グループホームの対象　＿＿＿＿ 人　うち 26 年度末までに移行が可能な人 ＿＿＿ 人

4．単身生活　＿＿＿＿ 人

（5）児童相談所との関係

① 児童福祉司等の訪問	1．平成 25 年度に訪問があった　⇒児童相談所数＿＿＿ヵ所＿＿＿回 2．児童福祉司等の訪問はない
②児童相談所との連携	1．県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている 2．定期的に児童相談所を訪問して協議を行っている 3．不定期であるが児童相談所を訪問して協議を行っている 4．特に行っていない
③措置児童の 18 歳以降の対応	1．18 歳到達日以降の措置延長は原則として認められない 2．高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない 3．高校（高等部）卒業後も、事情により 20 歳までの措置延長が認められる 4．20 歳以降も事情により措置延長が認められる
④契約児童の 18 歳以降の対応	1．18 歳到達日以降の支給期間の延長は原則として認められない 2．高校（高等部）卒業までは支給期間の延長が認められるが、それ以降は認められない 3．高校（高等部）卒業以降も、事情により 20 歳までの支給期間の延長が認められる 4．20 歳以降も事情により支給期間の延長が認められる

（6）利用者負担金の未収状況等

①利用者負担の未収　　平成 25 年度未収分 ＿＿＿人　総額＿＿＿＿＿＿＿円

うち平成 24 年度以前の未収分 ＿＿＿人　総額＿＿＿＿＿＿＿円

（7）平成 25 年度の苦情受付の件数　＿＿＿＿＿＿ 件

⇒SQ　その内容　1.施設運営に関する＿＿＿件　2.生活支援に関する＿＿＿件　3.その他＿＿＿件

（8）第三者委員等との相談の頻度

1．月 1 回程度　　2．学期に 1 回程度　　3．年に 1 回程度　　4．相談の機会はない

（9）外部の第三者評価機関による第三者評価の実施

1．実施した　　2．実施していない　　3．今後予定する